



大 仙 市

「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」



合併期日	平成17年3月22日	合併の方式	新設
合併関係市町村	大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町		

所在地	大仙市大曲花園町1番1号
電話	0187-63-1111
FAX	0187-63-1119
ホームページ	http://www.daisencity.jp/
Eメール	soumu@city.daisen.akita.jp

面積	866.68	km ²	(H12国土地理院調査)
内訳	104.69	km ²	大曲市
	35.16	km ²	神岡町
	168.40	km ²	西仙北町
	78.92	km ²	中仙町
	247.74	km ²	協和町
	98.85	km ²	南外村
	29.56	km ²	仙北町
	103.36	km ²	太田町

人口	98,326	人	(H12国勢調査)
内訳	39,615	人	大曲市
	6,209	人	神岡町
	10,897	人	西仙北町
	11,870	人	中仙町
	9,307	人	協和町
	4,721	人	南外村
	7,905	人	仙北町
	7,802	人	太田町

世帯数	28,623	世帯	(H12国勢調査)
内訳	13,180	世帯	大曲市
	1,699	世帯	神岡町
	2,936	世帯	西仙北町
	3,032	世帯	中仙町
	2,517	世帯	協和町
	1,260	世帯	南外村
	2,067	世帯	仙北町
	1,932	世帯	太田町

位置・地勢	<p>大曲市は県南内陸部の仙北平野の中央部に位置し、東は奥羽山脈が連なり岩手県と接し西には出羽丘陵が縦走しており、その間を流れる雄物川と玉川に沿った、県内有数の肥沃な穀倉地帯である。</p> <p>面積は東西約44.1km、南北約39.7kmの866.68km²で、広大な市域の約1/3(312.17km²)は山林・原野が占め、田畑も約1/4(213.67km²)と大きな割合となっており、自然豊かな農業地域という特徴を持っている。</p> <p>古くから県南の交通の要衝であり、現在では秋田新幹線や秋田自動車道等陸路・鉄道の結節点として拠点機能の強化が進んでいるため、県内8地方の一つである仙北地方の中心として、国や県のさまざまな機関が設置されている。</p> <p>秋田自動車道が整備されたことにより秋田空港も身近となり、秋田新幹線と併せて首都圏からの一日行動圏に入っており、多彩な交流が可能な立地にある。</p> <p>東西が山に囲まれているため内陸型の気候となっており、県内でも豪雪地に属する積雪寒冷地帯である。</p> <p>冬季においては、秋田市等の日本海沿岸地域と比較すると気温は低く、また夏は比較的高温多湿である。</p>	
-------	--	--



大曲の花火



刈和野の大綱引き



米どころ秋田の中心

産業・観光	<p>大仙市の産業の状況は、県の主力米「あきたこまち」を産する仙北平野を中心とする県内一の穀倉地帯であることから、米作を中心とした農業が主要産業となっているが、担い手不足による農業従事者の高齢化や継続的な農業生産額の減少をくいとめる事が大きな課題となっている。</p> <p>このため、認定農業者や農業従事に意欲的な人達を中心に、自然循環型農業の展開、複合経営の推進、産地化・ブランド化などに努め、安全な食糧供給基地の構築を目指し、また、都市住民との交流や受け入れ環境の整備を行い、観光型農林業・グリーン・ツーリズムを推し進めている。</p> <p>商業では、国道沿線の郊外に商業集積が進み、中心商店街の空洞化がみられている。</p> <p>このため、高度化・多様化する消費者ニーズに対応した商店経営を促進するよう、経営者が主体的に取り組む意識の向上や経営体質の強化を支援している。</p> <p>工業では、秋田自動車道や秋田新幹線等の恵まれた交通アクセスを活かし、インターチェンジ周辺に流通団地を整備し、あわせて産業団地の整備による事業所の集積を進めている。</p> <p>観光では、全国花火競技大会や大綱引きなど全国的に有名な観光・伝統行事や、優れた自然環境、史跡・名勝・温泉等の地域資源を最大限に活用し、体験型・滞在型の観光を推進している。</p>
-------	---

組織 (合併後初代)	市長	助役	収入役	議長	副議長
	栗林 次美	久米 正雄	—	加藤 勲	鈴木 辰美
	H17.4.17～	H17.12.26～	—	H17.3.28～ H17.9.30	H17.3.28～ H17.9.30

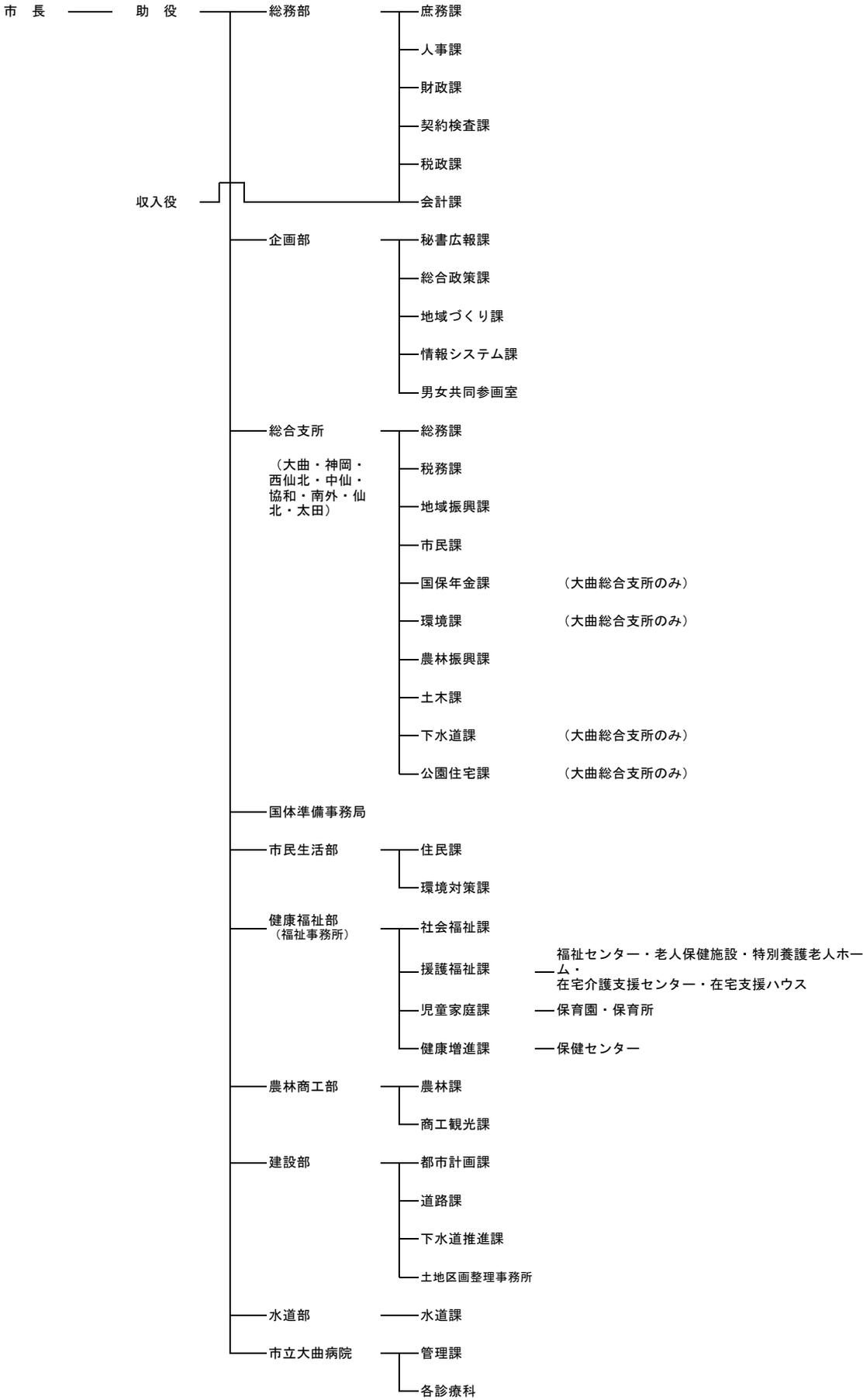
行政施策	<p>将来像 おおきなせなかに夢を乗せ未来(あす)に羽ばたく元気なまち</p> <p>基本目標 大地の恵みを活かした安全、信頼の食糧供給基地 住む人々、訪れる人々が日本一の笑顔と豊かな心に出会う故郷 住民が主役、住民と一緒に創るパートナーシップ(協働)のまち</p> <p>基本方針 大人から子どもまで安心して健やかに暮らせるまちづくり 大らかで心の豊かな人を育むまちづくり 希望ある若者が意欲的に働けるまちづくり 何世代にもわたり豊かな自然を守り育てるまちづくり 生活の基盤が整ったまちづくり 仲間と温かくふれあえるまちづくり 快適で安全に暮らせるまちづくり 二十一世紀に相応しい自立と協働のまちづくり</p>
------	---



大仙市役所機構一覽

(平成17年度)

【執行機関】

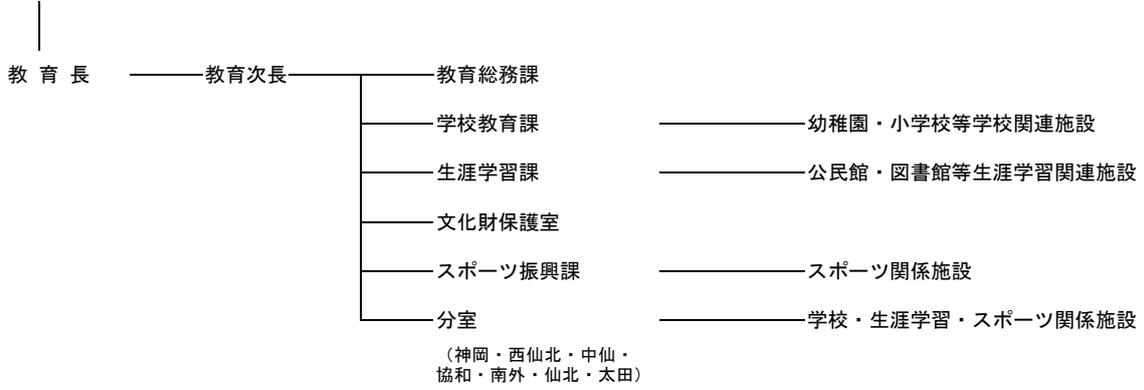


【議決機関】 (平成17年度)

議 会 ————— 事務局

【行政委員会】

教 育 委 員 会



選挙管理委員会 ————— 事務局

監 査 委 員 ————— 事務局

東部農業委員会 ————— 事務局
└── 分室
 (大曲・中仙・太田)

西部農業委員会 ————— 事務局
└── 分室
 (神岡・協和・南外)

【公営企業】

水 道 局 ————— 上水道課

1 合併関係市町村の沿革

大曲市:昭和 29(1954)年 5 月に大曲町、花館村、内小友村、藤木村、大川西根村及び四ツ屋村の 1 町 5 村が合併し市政施行、大曲市が誕生した。昭和 30(1955)年 4 月に角間川町を編入した。

神岡町:昭和 30(1955)年 3 月に神宮寺町及び北楯岡村が合併し神岡町が誕生した。

西仙北町:昭和 30(1955)年 3 月に刈和野町、土川村、大沢郷村及び強首村の 1 町 3 村が合併し、西仙北町が誕生した。

中仙町:昭和 30(1955)年 3 月に長野町、清水村、豊川村及び豊岡村 1 町 3 村が合併し、中仙町が誕生した。

協和町:昭和 30(1955)年 3 月に荒川村、峰吉川村、淀川村及び船岡村の 4 村が合併し、昭和 44(1969)年 4 月に町制施行、協和町が誕生した。

南外村:昭和 30(1955)年 3 月に南楯岡村及び外小友村が合併し、南外村が誕生した。

仙北町:昭和 30(1955)年 3 月に横堀村及び高梨村が合併。昭和 49(1974)年 4 月に町制施行し、誕生した。

太田町:昭和 30(1955)年 3 月に横沢村及び長信田村が合併。昭和 44(1969)年 4 月に町制施行し誕生した。

平成 17(2005)年 3 月 22 日、上記 1 市 6 町 1 村が新設合併し「大仙市」が誕生した。

2 合併関係市町村間のつながり

8 市町村は、他の仙北郡内 6 町村と共に大曲仙北広域圏を構成し、経済活動や日常生活圏域としての一体的な繋がりの中で、その歴史を積み重ねてきた経緯がある。また、その歴史的・地理的一体性などを背景に、極めて類似した文化と生活環境が育まれていることから、行政サービスの内容や質も似通っており、通勤・通学圏、商圈などの生活行動圏も関係市町村の境界を越えて大きく広がっている。

こうした繋がりや、住民の姻戚関係にも現れており、住民意識としては市町村域を越えた強い親近感がある。当地域は、歴史的な経過や一部事務組合等を通じた行政上の取り組みから一体性が極めて高い地域である。

3 合併に向けた動き

平成 12 年 6 月に、県内各地域の合併パターンを示す県の市町村合併支援要綱が発表された。

これを受けて平成 13 年 7 月 11 日には、合併関係 8 市町村を含む仙北郡内 14 市町村で合併調査研究会を発足させ、平成 14 年 10 月 2 日まで合計 8 回の会議を開催し合併に関する調査研究会を行った。

平成 14 年 10 月 9 日には、8 市町村長・議会議長による任意合併協議会設立準備会を発足した。

同年 11 月 5 日には、第 1 回大曲仙北合併協議会（任意）が開催され、同日付けで県の合併重点支援地域の指定を受け、以降、8 市町村の合併の効果、新市将来構想策定等の協議を重ねた。

また、平行して住民説明会等を実施しながら平成 15 年 3 月まで合計 5 回の合併協議会（任意）を開催し、平成 15 年 4 月 1 日に法定の大曲仙北合併協議会が設置された。

平成 13 年	7 月 11 日	第 1 回市町村合併調査研究会 12 市町村総務・財政・企画担当課長と大曲仙北広域事務局長（田沢湖町欠席、角館町は第 2 回より参加）以降 5 回研究会を開催しこれまでの協議事項の確認、協議総括を取り纏め休止
平成 14 年	5 月 14 日 ～ 17 日	大曲市長、大曲市議会議長が仙北 13 町村長並びに議会議長を訪問し、任意協議会設置を呼びかけ 太田町が任意協議会参加を表明
	8 月 12 日	第 6 回市町村合併調査研究会（再開）以降 8 回まで開催 事務事業実態調査実施の提案等
	9 月 5 日	仙北町が任意協議会参加を表明
	9 月 30 日	神岡町、西仙北町、協和町、南外村が任意協議会参加を表明
	10 月 9 日	任意合併協議会設立準備会開催
	10 月 18 日	中仙町が任意協議会参加を表明
	11 月 5 日	第 1 回大曲仙北合併協議会（任意）開催 秋田県重点支援地域の指定を受ける 以降、全 5 回の合併協議会（任意）を開催
平成 15 年	2 月 27 日 ～3 月 7 日	8 市町村「大曲仙北合併協議会設置議案」可決
	3 月 14 日	8 市町村首長が、合併協議会設置協議書、規約の確認書へ署名
	4 月 1 日	大曲仙北合併協議会設置 県知事へ法定合併協議会設置を届出
	4 月 4 日	第 1 回大曲仙北合併協議会開催 以降、臨時も含め全 28 回の協議会を開催
平成 16 年	7 月 28 日	合併協定調印式 8 市町村長調印 県知事特別立会人（署名） 8 市町村議会議長立会人（署名）
	10 月 15 日	廃置分合関連議案可決 大曲市、神岡町、西仙北町、協和町、仙北町

平成 16 年	10 月 18 日	廃置分合関連議案可決 中仙町、南外村、太田町
	10 月 22 日	県知事へ廃置分合を申請
	12 月 15 日	県議会で廃置分合議案可決
	12 月 16 日	県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
平成 17 年	1 月 17 日	総務大臣の告示
	3 月 22 日	大仙市誕生



住民説明会

4 合併協議の概要

平成 15 年	4 月 1 日	大曲仙北合併協議会を設置 事務局辞令交付、規約・規定・要領の施行
	4 月 1 日	法定合併協議会設置を届出 会長 大曲市長 高橋司 10 月 27 日より 大曲市長 栗林次美 副会長 神岡町長 今野正彬 西仙北町長 小松隆明 中仙町長 熊谷勲 協和町長 山谷中二 南外村長 田口宏暢 仙北町長 伊藤稔 太田町長 高貝久遠 委員 49 名
	4 月 4 日	第 1 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・ 合併協定項目 ・ 新市建設計画策定方法 ・ 協議会予算
	5 月 26 日 ～27 日	大曲仙北合併協議会構成市町村全職員研修 講師：篠山市政策部企画課長 森本繁
	5 月 28 日	第 2 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・ 合併の方式 ・ 新市の事務所の位置
	6 月 25 日	第 3 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・ 合併の期日 ・ 財産の取扱い
	6 月 30 日	大曲仙北合併協議会構成市町村管理職研修 講師：総務省自治行政局合併推進課長 望月達史
	7 月 23 日	第 4 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・ 地方税の取扱い ・ 一般職の職員の身分の取扱い ・ 特別職の職員の身分の取扱い ・ 条例・規則等の取扱い ・ 電算システム事業

平成 15 年	7 月 29 日 ～ 30 日	大曲仙北合併協議会専門部会研修 講師：西東京市総務部参与 齋藤治
	8 月 27 日	第 5 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い ・ 使用料・手数料の取扱い ・ 公共的団体等の取扱い
	9 月 24 日	第 6 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・ 病院・診療所
	10 月 10 日	第 1 回臨時大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・ 新市の名称
	10 月 29 日	第 7 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・ 補助金・交付金等の取扱い ・ 国民健康保険事業の取扱い（1） ・ 消防団の取扱い ・ 休日・夜間・救急診療 ・ その他関係事業の取扱い
	11 月 26 日	第 8 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・ 交通関係事業（1）（2） ・ 窓口業務 ・ 生活保護事業 ・ 公立学校（園）の通学区域 ・ その他関係事業
	12 月 24 日	第 9 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・ 消防防災関係事業 ・ 保健衛生事業（1） ・ 環境対策事業 ・ 農林水産関係事業（2） ・ 勤労者・消費者関連事業 ・ 建設関係事業 ・ 上水道、下水道事業 ・ 学校教育事業 ・ 文化振興事業 ・ 社会教育事業

平成 16 年	1 月 28 日	<p>第 10 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町名・字名の取扱い ・ 農林水産関係事業(1) ・ 商工、観光関係事業 ・ 一部事務組合等の取扱い(1)(2) ・ 国民健康保険事業の取扱い(2) ・ 介護保険事業の取扱い ・ 保健衛生事業(2)(3) ・ 障害者福祉事業 ・ 高齢者福祉事業 ・ 児童福祉事業 ・ 保育事業(1) ・ その他福祉事業、社会福祉協議会、健康づくり事業、関係事業 ・ 新市議会議員定数
	2 月 9 日	<p>第 2 回臨時大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会議員の身分
	2 月 25 日	<p>第 11 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 慣行の取扱い ・ 行政区の取扱い ・ 男女共同参画事業 ・ 防犯関係 ・ 災害援護資金・弔慰金・見舞金 ・ 一部事務組合等の取扱い(3) ・ ごみ収集運搬業務 ・ その他関係事業
	3 月 30 日	<p>第 12 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市建設計画(案) ・ 事務組織・機構(1) ・ コミュニティ施策 ・ 保育事業(2) ・ 協議会予算 ・ 地方税の取扱い(修正) ・ 協議会運営申し合わせ一部改正

平成 16 年	4 月 22 日	新市建設計画協議回答（県知事より）
	4 月 28 日	第 13 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・新市建設計画 ・事務組織・機構（2）
	5 月 4 日	新市建設計画を県知事、総務大臣へ送付
	5 月 17 日	第 3 回臨時大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・議会議員の在任期間
	6 月 22 日	第 4 回臨時大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・合併協定項目（新市建設計画を含む 56 項目）
	7 月 12 日	第 5 回臨時大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・会議運営申し合せ事項の一部改正
	8 月 10 日	第 6 回臨時大曲仙北合併協議会 ・地域審議会及び基金の取扱いについて継続協議
	8 月 25 日	第 14 回大曲仙北合併協議会 ・基金の取扱いについて継続協議
	9 月 22 日	第 15 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・平成 16 年度協議会補正予算 ・地域審議会（地域自治区の一般型を設置）
	10 月 1 日	第 7 回臨時大曲仙北合併協議会 ・基金の取扱いについて継続協議
	10 月 5 日	第 8 回臨時大曲仙北合併協議会にて次の項目を確認 ・基金の取扱い
	10 月 27 日	第 16 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を報告 ・特別職の職員で非常勤のもの報酬
	11 月 24 日	第 17 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を報告 ・本庁機能の配置 ・議員並びに市長等常勤特別職の給与決定手続き ・市章デザイン選定住民アンケート結果
	12 月 17 日	第 18 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を報告 ・在任特例期間の議場等 ・事務事業調整結果（1）
平成 17 年	1 月 26 日	第 19 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を報告 ・合併協議会の廃止等 ・大仙市章 ・市議会議員選挙の選挙区

平成 17 年		・ 事務組織及び機構の一部変更 また、地域自治区について確認
	2 月 23 日	第 20 回大曲仙北合併協議会にて次の項目を報告 ・ 事務事業調整結果 (2) ・ 平成 16 年度合併協議会歳入歳出出納監査結果 ・ 平成 16 年度合併協議会歳入歳出決算見込み ・ 大仙市長職務執行者

① 合併の方式

合併の方式については、任意協議会の経緯、各市町村対等であるとの立場から「8 市町村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併にする。」ことを第 2 回協議会において全会一致で確認した。

② 合併の期日

合併の期日については、第 2 回合併協議会において「合併特例法の期限である平成 17 年 3 月 31 日以内とし、合併協議（準備）の進捗状況等を見据えたうえで、今後の協議会において具体的な期日を特定する。」ことが確認され、第 3 回合併協議会で、事務局から、「平成 17 年 3 月 22 日を合併の期日とする。」

と提案された。その理由としては、

- ・ 平成 16 年 12 月までは、電算統合ができない。
- ・ 平成 17 年 1～2 月では、新市の行事や新市長選挙が厳冬期となり不適當である。
- ・ 合併期日前に電算稼働等、新市発足の準備が必要であり、3 月の三連休後の 22 日が適當。

と説明があり、提案どおりとすることを確認した。

③ 新市の名称の取扱い

新市の名称については、第 2 回合併協議会において「公募を採用し、有識者による審査会において厳選し、市町村長会議を経て協議会で決定する。」ことを確認したが、提案された「募集要領」の内容については各委員より多くの意見が出された。

- ・ 現市町村名を使用しても良いのではないか。
- ・ 郡の名前である『仙北』も対象外になってしまうのはいかなるものか。
- ・ 現市町村の「読み」もはずしてしまうのはどうか。
- ・ 故郷に愛着を持っている 8 市町村の出身者にも機会を与えるべき。
- ・ 募集はフリーで行うべき、選定の時に分ければよい。

これらの意見に対して、一方では

- ・ このようなしっかりと規定を設けることこそ必要。

- ・対等合併なので現市町村名を使用しないということで良いのではないか。
- ・現市町村名よりも良い名称を選定するという事なので良いのではないか。
- ・新市を新しい名前でスタートさせるということで良いのではないか。

との意見もあり、白熱した議論となった。

新市の名称募集は、平成 15 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで行い、応募総数は 2,722 件、名称実数は 1,487 点であった。この中から新市名称応募作品審査会が 12 作品に絞り込み、さらに市町村長会において、「奥羽市」「出羽市」「新大曲市」「大仙市」「姫神市」の 5 作品に絞り込み、同年 10 月 10 日第 1 回臨時合併協議会で協議した。

冒頭、各市町村議会での意見を聞いたところ、「大仙市」が神岡町、西仙北町、中仙町、仙北町の 4 町、「新大曲市」が大曲市、南外村の 2 市村、「出羽市」が協和町で、太田町は「大仙市」と「新大曲市」で意見が割れたという状況が報告された。

大曲市の委員からは「全国的に『花火』で知られている『大曲』という名称を使った方がメリットがあるのではないか。」という意見があり、他の委員からは

- ・この 8 市町村が新しい「市」を、これから作っていくのだから、既存の地名にこだわるべきではない。
- ・「対等合併」であるので、平等な立場としてみれば新市名に「大曲」がつくのはどうか。
- ・新大曲市となると「吸収合併」の感がある。
- ・応募数が最多の「大仙市」が良いのではないか。
- ・大曲市の「大」と仙北郡の「仙」をとった「大仙市」が平等で良いのではないか。

等の意見が挙がり、さらに

- ・そもそも「新大曲市」が新市名の候補となるのはおかしいのではないか。
- ・大曲市の心情は理解できるが、大勢を尊重していただきたい。

といった意見も出され、「大仙市」を推す意見が大勢を占めた。

委員からは市町村長に意見を求める声があがり、それに対し、会議を一時中断、市町村長が別室で協議を行い「市町村長会の意見としては『大仙市』に収まった。」と報告、このような流れの中で、大曲市の委員から「大曲市議会としては、議会の全員協議会において全会一致で『新大曲市』と決定した。もう少し協議していただけないか。」と要望が出された。それを受けて委員から「合併の議決を得るためにも議会への配慮は必要だ。一旦市町村へ持ち帰り、今日の協議会の雰囲気伝えて、次回まで調整するというのも一つの手ではないか。」との意見も出されたが、大多数の委員は「本日の協議会で決定すべき。」とし、さらに決定方法についても、「『投票』ではなく、全会一致で決定すべき。」との意見が大勢を占めた。

その後、再度会議を一時中断、市町村長と大曲市の委員が調整を図った。会議再開後、大曲市の委員から「本日の協議会での大勢について市議会へ説明を行う。我々としても合併にブレーキをかけるつもりはないので誤解の無いようお願いしたい。」と発言があり、大曲市の委員も協議会の大勢を了承することとなった。

最終的に、全会一致を持って新市の名称を「大仙市（だいせんし）」とすることを確認した。

④ 新市事務所の位置の取扱い

新市の事務所の位置については、第1回合併協議会において、合併時まで新庁舎を建設することは物理的に不可能であり、「新市発足時は関係市町村いずれかの庁舎を新市の事務所の位置とする。」という提案があり、これに基づき、第2回合併協議会で協議した。

委員からは「本庁ということであれば職員の収容能力が問題となるのではないか。」との意見があり、続いて太田町長より「8市町村のいずれの庁舎も収容能力はない。入りきれない部分については近隣の庁舎を借りるなどして、当面は大曲市役所を事務所の位置とすることを市町村長会議の統一意見とした。」と発言があり、さらに、仙北地域振興局長より「いずれにしても新市を代表する主たる事務所は必要。すべて入るかは別問題として考えた方が良いのではないか。」との意見が出された。

これらを受けて委員より「地理的条件、規模的に大曲市役所が適当ではないか。収容能力の問題は今後の課題とすればよい。」との意見があり、最終的に、「当面は大曲市役所を新市の事務所の位置とする。」ことを確認した。

⑤ 財産の取扱い

財産の取扱いについては、「8市町村の所有する財産（権利および義務を含む）は、全て新市に引き継ぐものとする。」と提案されていたが、異論もなく提案どおりとすることを確認した。



合併協議会

⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、その検討方法において「協議会の場で協議すべきではないか。」という意見があったが、「各市町村で考えに相違があるので、協議会で一気に協議するのは難しいのではないか。小委員会で原案を作成して協議会で協議した方が良い。」との意見が多く、第4回合併協議会において「関係市町村議会議長による小委員会を設置し、定数及び任期について調査、検討し協議会に諮る。」という検討方法にすることを確認した。

第10回合併協議会において小委員会（開催回数6回）より、

- ・議員の定数は法定上限の30人とすべきである。
- ・任期は、在任特例を1年以内の期間で適用すべきという意見が大勢であったが、特例は適用せずに設置選挙を行うべきであるとの根強い意見もあった。

との報告があり、新市の議員の定数については、小委員会提案のとおり「30人」と確認した。

議員の任期については、平成16年2月9日、西仙北ぬく森温泉「ユメリア」において、第2回臨時合併協議会を開催し、協議を行った。特例は適用すべきでないとする委員からは

- ・住民説明会でも在任特例適用は反対との意見だった。「特例適用だと住民運動をする。」「住民投票をすべきだ。」「新市のスタートに大きな汚点を残すことになる。」などの声もあった。
- ・現議員の方々は大抵新市の議員が30人になり住民の声が伝わらなくなるという不安を増長させるのではなく、払拭するような説明をするべきである。

などの意見が出された。一方、在任特例を適用すべきとする委員からは

- ・合併後、ある程度の経過を踏まえ、事務事業などの執行について議員として責任を持つべきである。
- ・我々は住民のために働きたいとの思いでがんばっている。在任特例が議員の保身だという意見があるのは残念である。

などの意見が出された。

その後、議長から在任特例の適用について「投票により決定したい。」との提案があり了承された。

結果は、有効投票数	49 票
無効票	0 票
在任特例適用	27 票
特例適用なし	22 票

となり、在任特例を一年以内の期間で適用することを決定した。具体的な期間等については、次回協議会で引き続き協議することとなった。

これを受け、在任特例の適用に反対する、大曲青年会議所を中心とした8市町村の住民により構成された「住民の声を届ける会」が設立され、平成16年3月29日、同会より「146人の議員を抱えた「巨大議会」誕生に反対し、「大仙市」誕生とともに新議会の設置選挙を望みます。」とする署名簿が提出された。

第12回合併協議会において、報酬については、任期の具体的な期間と切り離して審議す

べきとの意見から、報酬と在任期間を切り離し「現行どおりの報酬額とする。ただし、議長及び副議長の報酬額は、それぞれ8市町村の最高額とする。」について起立採決の結果、32名の賛成により決定した。

第3回臨時合併協議会が平成16年5月17日開催され、継続協議となっていた、議会議員の在任の期間について協議が行われた。

初めに、第13回協議会で提案された「市町村長案」（平成17年9月30日まで在任）の検討結果について、各市町村議会の状況が報告された。

大曲市：市は在任期間6ヶ月を主張していたので変更はない。

神岡町：市町村長案は苦勞して出された結果と受け止めている。市町村長案で良しとしてまとまった。

西仙北町：当町が主張していた案と違うのでベストではないが、市町村長案を重く受け止め、市町村長案で良しとしてまとまった。

中仙町：18年度予算を審議するのが責務であるとのことから、当初の主張どおり在任1年と決定した。

協和町：市町村長案に賛同の声もあったが、18年度予算を審議すべき、また新市の条例、約200を審議するには6ヶ月では難しいのではとのことから当初からの主張どおり在任1年と決まった。

南外村：当村は在任期間6ヶ月を主張していたので変更はない。

仙北町：18年度予算を審議すべきとのことから、当初から主張している在任1年を変えるべきではないと決定した。

太田町：当町は在任1年を主張してきたが、市町村長案を重く受け止め、市町村長案の受け入れやむなしとの声が多数であった。協議会での決定事項は当町議会は受け入れると決定した。

次に学識経験の委員から

- ・在任1年を主張してきたが、市町村長案に賛同する。
- ・市町村長案を尊重すべきである。
- ・市町村長案は「妥協案」として受け入れざるを得ないのではないか。
- ・新市の予算審議は新市の議会議員にゆだねるべきである。
- ・住民の声も受け入れたうえで出された「市町村長案」に賛同する。

との意見が出された。

調整終了後、議長から「市町村長と関係市町村の委員との協議の結果、大勢は市町村長案を重く受け止め、賛成していただけるようである。議員の在任期間について、平成17年9月30日までで良いか。」と提案、最終的に全会一致で議員の在任期間について「平成17年9月30日まで」と確認した。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについての確認事項は次のとおり。

「(1) 新市（大仙市）の議会議員の定数については、法定上限の30人とする。

- (2) 特例の適用については、在任特例を適用し、特例の期間を平成 17 年 9 月 30 日までとする。
- (3) 在任期間の議員報酬については、現行どおりの報酬額とする。ただし、議長及び副議長の報酬額はそれぞれ 8 市町村の最高額とする。」

⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、農業委員長、会長職務代理者及び農業委員会事務局長で構成する「調整会議」で検討し、その結果を第 5 回合併協議会において提案された。

「(1) 新市に大曲市、中仙町、仙北町、太田町の区域（以下「東部」）と、神岡町、西仙北町、協和町、南外村を区域（以下「西部」）とする二つの農業委員会を置く。

（当地域は、全国でも例を見ない広大な農地を有する合併であり、農業の振興と発展は、新市の将来に大きく関わるため、サービスの低下を招かないよう、東部地区と西部地区に農業委員会を設置し、事務の遂行に万全を期する。）

(2) 旧市町村の選挙による委員はそのまま在任することとし（在任特例適用）、期間は、平成 17 年 7 月 19 日までとする。

（合併によって農業委員が不在となり事務の停滞が生じないように、選挙委員はそのまま東部 55 人、西部 45 人が在任する。在任期間は、現在の選挙委員の任期満了の日である、平成 17 年 7 月 19 日までとする。）

(3) 在任特例以降の選挙による委員の数については、東部は 40 人、西部は 30 人とする。
（新市の委員の定数については、著しい削減によって農家への不安や動揺を与えないという観点から、法定定数の上限とする。）

(4) 各農業委員会に旧市町村を単位とする選挙区を設置する。

（農業委員会の業務は、地域との連携による地域農業の推進が特に重要であり、地域の実情に通じた委員が求められることから、委員が一部の地域に偏らないよう選挙区を設置し、地域活動の一層の充実を図る。）

(5) 選挙区の委員の定数は、平成 16 年 3 月 31 日に確定する登録選挙人の数により調整する。」

以上の調整案については、特に異論もなく、提案どおりとすることを確認した。

⑧ 地方税の扱い

地方税の取扱いについては、第 3 回合併協議会において専門部会長が調整内容について、各項目にわたって説明を行い協議した。

個人住民税均等割については、合併後の人口が 5 万人以上になるので、法律に従い現在より 500 円上がり 2,500 円になること、法人住民税については、制限税率を採用すると若干の負担増となるが、大きな市となり行政サービスも大きくなるので、許容範囲と判断した

こと、個人住民税と固定資産税の納期については、前者を偶数月、後者を奇数月として重ならないよう配慮し、またこれらの税は個人の担税力に見合ったものなので、4期としたこと、逆に国民健康保険税は負担が大きく、全国的にも納期を増やしている自治体が増えていることから8期としたことなど、調整理由が述べられた。

これに対し、委員から

- ・個人住民税均等割が500円上がるのは、住民サービスの低下ではないか。
 - ・わが町は個人住民税の納期が6期であるが、4期になるのはサービスの低下ではないか。
- という意見があり、これに対し事務局から「均等割は国が人口を基準として定めたもので、これより低く設定すると事業のための起債ができなくなるなど、制度上の規制がある。」と説明があった。

この結果、専門部会で再度協議、検討することとし、継続協議となった。

第4回合併協議会では、個人住民税均等割については、現段階で特例措置は無いことを確認し、また納期が短くなることについては、納期を6期にすると3つの税目で納期が重なる月があり、その月の負担が大きくなるという資料の提示があり、原案どおりとすることを確認した。

その後、個人住民税均等割については、税制改正により、第12回合併協議会において標準税率を適用する旨の修正が加えられた。

最終確認内容は次のとおり。

「(1) 各税率等について

- ・個人住民税均等割は標準税率とする。
- ・個人住民税所得割は各市町村の現行のとおりとする。
- ・法人住民税は、均等割、法人税割とも制限税率とし、法人税割については14.7パーセントとする。
- ・固定資産税は、各市町村の現行のとおりとする。
- ・軽自動車税は、各市町村の現行のとおりとする。
- ・市たばこ税は、各市町村の現行のとおりとする。
- ・入湯税は、1人1日につき150円とする。
- ・国民健康保険税は、算定方式について資産税割を廃し、所得割・均等割・平等割の3方式とし、税率については新市発足後、最初の賦課時に決定する。

(2) 各納期について

- ・個人住民税の納期は4期（6月・8月・10月・12月）とする。
- ・法人住民税の納期は、各市町村の現行のとおりとする。
- ・固定資産税の納期は、4期（5月・7月・9月・11月）とする。
- ・軽自動車税の納期は、1期（5月）とする。
- ・市たばこ税の納期は、各市町村の現行のとおりとする。
- ・入湯税の納期は、各市町村の現行のとおりとする。

・国民健康保険税は、8期（7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月）とする。

(3) その他

- ・前納報奨金は合併時廃止する。
- ・納税組合補助金について、奨励的補助金は合併時廃止する、事務費的補助金は算定基準を定め合併時に制度を改変する。
- ・督促手数料は100円とする。」

⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについては

- 「(1) 8市町村の一般職の職員は、全て新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員モデルや類似団体の定員を参考に、定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めるものとする。
- (3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の観点から、調整し、統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し、統一を図る。」と提案され、これらの方針について提案どおりとすることを確認した。

⑩ 新市建設計画

新市建設計画については、住民参加のまちづくりとして、公募によるワークショップを平成15年5月24日から6月14日まで4回開催し、新市建設計画の「目玉事業」を検討した。また、8市町村の20歳以上の住民6,500名に住民アンケートを実施し、これらの提案や意見をもとに、新市建設計画（案）を作成した。

提出された新市建設計画について、各委員から次のような要望等が出された。

- ・地域医療体制について、電子機器を搭載した移動診療室等を活用し、最先端の医療が受けられるよう取り組んでほしい。
- ・全天候型のグラウンド、美術館、総合体育施設のようなものの建設を計画してほしい。
- ・公共施設の木造建築化、地場産木材の使用を推進してほしい。
- ・仙北平野の田園風景を守るような環境美化条例の制定をすべきである。
- ・新市の均衡ある発展の為に行政への住民参加は必要不可欠である。住民意識向上の意味からも行政への住民参加システムを確立してほしい。
- ・この地域の農業伸び悩みの原因として、農産物を生産するだけで加工や販売については苦手だということがある。合併を機にこの問題に対応できる専門の職員を育成してほしい。

こうした委員の要望や各市町村主催の住民説明会（平成16年1月～2月、45回開催）での意見などを踏まえて検討を加え、第13回合併協議会において新市建設計画を決定した。

⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員の身分の取扱いについては、

「(1) 特別職の設置、人数、任用については、法令等の定めるところに従い、調整する。

法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。

(2) 特別職の職員の報酬については、類似団体等の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。」

と提案され、これらの方針について提案どおりとすることを確認した。

⑫ 条例・規則の取扱い

関係市町村の条例、規則等については、

「合併協議会で協議、確認された事務事業の調整内容を反映させつつ、その統一化、一体化を図ることにより、新市において住民生活及び事務事業に支障が生じないよう整備するものとする。整備にあたっては、関係市町村の従来条例、規則等を例規の種類による分類、現状による分類、施行方法による分類及び新市に引き継がないものに分類して行うものとする。」

と提案され、これらの方針について提案どおりとすることを確認した。

⑬ 機構及び組織の取扱い

事務組織及び機構の取扱いについては、第9回合併協議会において「整備方針と整備内容」が提案され、整備方針として

- 「(1) 住民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- (2) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (3) 簡素で効率的な組織・機構
- (4) 迅速な意思決定が可能な組織・機構
- (5) 指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構
- (6) 新市建設計画や新たな行政課題に対応できる組織・機構」

という6項目を掲げ、さらに

「(1) 新市の事務所の位置となる大曲市庁舎に本庁を置き、各市町村の庁舎には総合支所を置いて施設を有効活用するものとする。

(2) 本庁を置く大曲市庁舎は、すべての本庁機能が入りきらない現況であることから、本庁機能の一部を設置が可能な町村の庁舎に置くこととする。

(3) 本庁については、各業務の管理部門を集約するものとする。

(4) 総合支所については、住民サービス提供の総合行政機関とし、本庁に集約する部門を除いておおむね現在の機能を引き継ぐものとするが、合併後においては、情報インフラの活用を図ることなどにより、より簡素で効率的な組織・機構の実現を目指すものとする。

(5) 出先機関については、おおむね現行のまま存続させるものとする。

- (6) 附属機関については、原則として統合するものとし、各市町村に独自に置かれているものについては、実態を考慮して整備するものとする。また、委員の構成等については、現市町村の実態に応じて適切な措置を講ずるものとする。」

という6つの整備内容が提案された。

第10回合併協議会において「本庁と総合支所の役割分担」について、

「(1) 基本的な考え方

総合支所は、「住民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構」、「住民の声を適正に反映することができる組織・機構」、「新たな行政課題に対応できる組織・機構」などの整備方針や「住民サービス提供の総合行政機関」とする整備内容に基づき、組織的にも機能的にも、「地域づくりの拠点」となる機関として設置するものである。このため、総合支所は、本庁で企画された施策事業の執行機関、地域に根差した施策事業の企画立案・執行機関、の両面を併せ持った機関とし、本庁に集約する事務を除き、それ以外については、基本的に総合支所が担うものとする。

(2) 重要施策の協議・調整及び情報提供

新市の重要施策の協議・調整に当たって、本庁と総合支所が情報の共有に努め、地域の声を中心に施策事業に反映させていくため、本庁各部と総合支所はお互いに、所管業務の情報、地域の情報を適切に提供し、事前調整、情報交換のための会議を開催し、総合支所長は市政運営の重要案件等の会議に出席する。

(3) 計画策定と進行管理

本庁は総合計画や施策の基本的な計画・指針を策定し、総合支所は所管区域において住民や団体と意見交換を踏まえ、所管区域の各種計画を策定する。本庁各部で地域づくりと密着した構想等策定するときは総合支所長から意見を聞き、総合支所長はこれらの見直しが必要と考える時は本庁に意見を述べることができる。

(4) 予算要求・調整機能

地域を起点とした地域づくりを推進するため、総合支所に予算要求・調整の機能を持たせる。

(5) 現地即決機能（総合支所の事務権限）

市民に身近で頼りがいのある行政を進めていくため、独自の判断で各種事務手続きが完結できることが必要であり、総合支所に補助金・貸付金の交付決定や工事請負契約締結等の一定の事務権限を持たせる。

(6) 情報収集・発信機能

総合支所は、住民や団体と接触し、民意を把握するセンサーとしての役割と市の考え方を伝えるスポークスマンとしての役割を果たす。

(7) 条例・規則等の制定改廃

条例規則等の制定改廃は本庁で行うが、地域に密接に関連する条例規則等の制定改廃にあたっては総合支所長の意見を求める。」

等が説明され、これに対し委員から「合併後は速やかな一体性・事務の効率化が求められ

る、このような体制でそれらが可能なのか。」「職員のコミュニケーションが充分できる状態であるのか。」などの質問があった。そのため、第 12 回合併協議会においては、「新市の事務組織機構イメージ図」が提示され全体の骨格の説明があり、原案どおりとすることを確認した。

地域審議会については、事務局より、第 11 回合併協議会で地域審議会と附属機関について、第 12 回合併協議会では、国会で審議中の地域自治区と合併特例区についての説明があり、各市町村で検討するということが継続協議となっていた。

第 13 回合併協議会では、平成 16 年 4 月 28 日現在、合併特例法と地方自治法の改正が国会に提案されており、その中に住民自治の確保のための新たな制度として「地域自治区」「合併特例区」の創設が検討されているが、改正法の成立は 6 月頃の見込みで、さらに施行はそれよりも遅くなる。住民自治に関する制度について改正法が成立する前に協議するのは困難であるが、改正法成立まで継続協議とすると、今後行われる合併申請の手続きや合併の準備作業への影響が懸念されるため、

「市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会又は制度創設が検討されている地域自治区若しくは合併特例区のいずれかを合併時に設置する。」との、修正案が提案された。

修正案の提示を受けて委員から「こういう曖昧な形はよろしくないのではないか。」「これで良いといえばそうだが、慎重に協議していくべきではないか。」「継続にすべきだ。」との意見が出された。また各市町村で検討した内容を聞いたところ「『地域自治区』『合併特例区』について国会で正式に決定していないのでいずれにするかは保留すべきだ。」という意見が大勢であった。事務局から「今回の修正案で了承していただきたい。いずれこの後、各市町村でどの制度を採用するのかを時間をかけて協議していただくことになる。重ねて、今回の修正案で決定していただくようお願いしたい。」と発言があり、最終的に、提案された修正案のとおりとすることを確認した。

この決定を受け、最終的に第 15 回合併協議会において、「地域自治区の一般型」を設置することを確認した。

⑭ 使用料・手数料の取扱い

「使用料、手数料については、次の方針を基本とし調整するものとする。

- (1) 施設等の使用料については、施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に努めるものとする。
- (2) 手数料については、新市における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から合併時に統一するよう努めるものとする。また具体的な使用料、手数料の額については、それぞれ関係する事務事業の取扱いの中で調整するものとする。」

とすることを確認した。調整を行った使用料、手数料は、その都度合併協議会に報告された。

⑮ 町名、字名の取扱い

「町、字の区域及び名称の取扱いについては、住民感情を損なわず、また合併時の混乱を避けるため、現状維持を基本とする。」

として、現在の町名、字名の名称については現行のとおりする提案があり、委員から「市町村の考えが反映できるよう、提案に幅を持たせていただきたい。」との意見、また太田町の委員から「議会で協議した結果、合併により広域となるため、新市名の次にいきなり大字のみをつけただけでは、場所がわからない場合があるので、『太田町』という町名を残した方が良いという意見でまとまった。新市ではそのようにしていただきたい。」と提案があった。

これを受けて委員から「この協議は1回では決められないものだと思う。一旦持ち帰り、各市町村で意見をまとめるべきではないか。」との意見があり、最終的に、大字の前に旧町村名を付けるか付けないか、またそれについて新市全体で統一して行うのか、旧市町村毎に違って良いのかを含めて各市町村で検討し、12月の協議会までに結論を出すということとし、継続協議とした。結果、平成16年1月28日の第10回合併協議会において、原案のとおりとすることを確認した。

【大曲市】大曲地区の住居表示町内のみ、町内名の前に「大曲」をつける。

大仙市大曲花園町1番1号

大仙市川目字町東68

大仙市花館上町5—19

【神岡町】「仙北郡神岡町」が「大仙市」になる。

大仙市神宮寺字蓮沼16—3

【西仙北町】「仙北郡西仙北町」が「大仙市」になる。

大仙市刈和野字本町5

【中仙町】「仙北郡中仙町」が「大仙市」になる。

大仙市北長野字茶畑141

【協和町】「仙北郡協和町」が「大仙市協和」になる。

大仙市協和境字野田4

【南外村】「仙北郡南外村」が「大仙市南外」になる。

大仙市南外字下袋218

大仙市南外南檜岡字西ノ又176

【仙北町】「仙北郡仙北町」が「大仙市」になる。

大仙市高梨字田茂木10

【太田町】「仙北郡太田町」が「大仙市太田町（おおたちょう）」になる。

⑯ 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについては、仙北西部老人保健施設一部事務組合及び特別養護老人ホーム一部事務組合は新市に引き継ぎ、仙北町と太田町が加入している仙北東部特別養護老人ホーム一部事務組合、そして8市町村すべてが加入している大曲仙北広域市町村圏組合、秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については合併の前日に脱退し、合併の日に当該組合に新市として加入すると提案された。

また、大曲市土地開発公社は新市の公社とし、7町村が加入している秋田県町村土地開発公社は脱退し、新市として出資団体として加入する。各市町村が出資している第三セクターは新市に引き継ぎ、ごみ、し尿処理関係については、大曲市、神岡町、西仙北町、協和町、南外村、仙北町、太田町は、合併の日の前日に大曲市外九ヶ町村清掃事業組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入することとし、中仙町については、合併の日の前日に角館町外三ヶ町村公衆衛生施設組合当該組合を脱退し、当該組合の財産及び債務のうち、中仙町に係る分については当該組合と合併前に調整のうえ新市に引き継ぐと提案され、第11回合併協議会において原案どおりとすることを確認した。

⑰ 基金の取扱い

財産の取扱いについては、第3回合併協議会において「8市町村の所有する財産はすべて新市に引き継ぐものとする。」ことを確認しているが、引き継いだ各種基金を新市でどのように運用するかについて5回（協議会2回、臨時3回）もの協議を重ねた。

協議内容は以下のとおり。

平成16年8月10日第6回臨時協議会では事務局から次のような提案がされた。

- (1) 目的の同じ基金は合算し、設置目的に沿って全市的に基金を活用する（以下「統合基金」という）。
- (2) 各市町村が独自に設置している基金は、合併後もその基金の目的に沿った事業が実施できるよう、合併後もこれまでどおり旧市町村地域に限定して基金を活用する（以下「存続基金」という）。

これに対し委員からは、

- ・「基金はすべて持ち寄り」ことを前提に協議してきた。旧地域に限定した基金を残すのは当初の申し合わせと違う。対等合併ということからも、基金はすべて統合・整理し、新市として創設すべきだ。
- ・各市町村で目的を持って積んできた基金をすべてご破算にすることなく、モノによっては「地域限定」でも良いのではないか。

という意見が出された。

結局、議長から「この問題は理解にバラツキがある。市町村長会で協議会が納得できる

案を作りたい。」と発言があり継続協議となった。

平成16年8月25日第14回合併協議会では市町村長案として次のように示された。

- ・「統合基金」→前回と同じ
- ・「存続基金」→各市町村が独自の目的をもって実施してきた事業について、大仙市となっても新市全体を対象とした基金事業として継続するために基金の目的を新市に引き継ぎ、各市町村における基金残高を原資とし新たに新市において基金を創設する。内容は「統合」と同じ。

この中で、まちづくり基金について、名称を「地域整備基金」とする。合併後の大仙市の社会資本整備の不均衡を是正するハード事業を推進するための財源とし、当初、太田町の「まちづくり基金」6億円を積み立て、17年度以降10年間、毎年1億円を積み立てていく。なお、基金の原資が太田町の「まちづくり基金」であることから、太田町社会資本整備及び投資的経費に少なくとも6億円を充当する、と提案された。

これに対し委員から

- ・基金は、新市の均衡ある発展のために使われるもの。自分たちで貯めた基金は自分たちで使うべきという考えは市町村合併の大義、協議会の基本的原則が欠けているのではないか。
- ・「まちづくり基金」の「なお、基金の原資が太田町のまちづくり基金である。」というところまで残し、あとは削除していただきたい。大仙市の柔軟な基金の運用の時、規制をかけるものだと思う。
- ・8市町村の合併であり、当然様々な財政事情がある。ある程度譲るところは譲るべきではないか。
- ・市町村長案に賛同する。

などの意見が出された。

休憩をはさみ議長から「市町村長会としては、今回提案した『市町村長案』について大筋理解をいただいていると解釈している。本案は今日初めて提示したので、市町村でまだ十分説明しきれてない点もあると思う。市町村に持ち帰り説明していただきたい。次回協議会で決定したい。」と発言、継続協議となった。

平成16年9月22日第15回協議会では、議長から「大勢は『市町村長案』でまとまっていると思う。本日、できれば全会一致で決めたいと思う。」と発言したが、委員からは

- ・市町村長案には敬意を表するが、「財産は引き継ぐ。」という理念に反するということから、当町では了承できないという結論だ。
- ・目的基金を引き継ぐということは、目的も引き継ぐこと。額だけで事業を引き継がないのはおかしい。太田町議会では市町村長案で「全会一致」ならば了承すると決まったが、当町の「持ち込み」で迷惑をかけるということならば「持ち込み」を含めて検討する。6億円減っても他町村並みの基金は持ってこられる。

という発言があった。これを受け、

- ・「6億円使うな。」というのは内政干渉になる。住民も議会も納得するなら私は使っても良いと思う。

という意見も出された。

休憩をはさんで議長から「今日、決定するとしていたので、採決をしたい。」と提案があったが

- ・太田町は採決反対だ。
- ・採決で当町の6億円が縛られるのは困る。市町村長案を取り下げ、原点に戻り『良識ある範囲で持ち寄る』ということにして欲しい。
- ・先程、6億円を使って良いという意見があった。そうであれば当町は了承する。

という意見が出された。

議長から「今日決定したかったが、そういう雰囲気ではないようだ。『6億円を使っても良い』という意見も含め、様々な話があったが短時間ではまとめられない。『市町村長案』は『6億円』だけではなく、基金全体の案と考えている。修正でまとまるようであればそうしたい。問題を整理し、修正したら各委員に提出する。継続としたい」と発言、継続協議となった。

平成16年10月1日第7回臨時協議会では、始めに事務局から「前回協議会終了後、市町村長で協議し、市町村長案から『まちづくり基金』を削除した修正案を作成した。委員には事前に送付させていただいたのでご理解を賜りたい。」と修正案が提示された。

また太田町長が「前回の協議会では当町の基金を持ち込まなければ理解を得られるような雰囲気だった。協議会后、当町で臨時議会を開催し、多くの基金を持ち込むことで協議会がいつまでも混乱するようならば、『まちづくり基金』『人材育成基金』『花の里づくり基金』を持ち込まないと決定した。よって、本案件を撤回していただきたい。」との発言があった。

これに対し委員から

- ・「持ち寄る。」と決定しているのに、「もめているから持ち込まない。」というのは原則に反するのではないか。
- ・当町は事前に送られてきた修正案をもとに意見集約してきた。突然の提案は納得できない。
- ・「6億円」は納得できるが、3つ持ってこないというのはおかしいのではないか。

という意見が出された。

太田町長から「当町の状況が変わった。このことを踏まえて協議していただければというお願いであるので、ご理解いただきたい。」と説明があった。

休憩をはさみ議長から「休憩中に市町村長と太田町の委員で協議した。妥協点を出せるところまで進んだと解釈している。太田町も、議会、住民と調整をしなければならぬので、もう少し時間をいただきたいとのことだった。次回、いずれかの方法で決めるということを確認し、継続としたい。」と発言、継続協議となった。

平成 16 年 10 月 5 日第 8 回臨時協議会では始めに前回提案された修正案の検討結果が報告された。結果は太田町以外の 7 市町村が修正案に賛成と報告、これを受け議長が「大勢は市町村長案に賛成のようだ。議論は尽くされたと思う。この問題については、民主主義のルールに従い多数決で決定したいと思う。」と提案、しかし太田町の委員から「当町は 3 つの基金を持ってこないと決めた。この案の審議を継続できるのか疑問がある。協議会で現市町村の基金を拘束する権利があるのか。」と発言があった。

一旦休憩し、市町村長と市町村議会議長らが協議を行い、今までの流れを整理した。再開後、事務局から「本案件は大仙市における基金を創設するためのもので『まちづくり基金』について多くの意見があったため、新市においては『まちづくり基金』は創設しないとした案である。これらの基金を創設する場合、各市町村の基金残高を持って創設するという文面になっているが、これはあくまでも 16 年度末の見込みの額である。この額は、最大限、各市町村で努力してもらおうということが前提である。これに拘束されるというようなことではないということ Understanding していただきたい。」との説明があった。

これを受け議長から「市町村長会、各市町村議長とも協議したが、こういう形なら全体合意ができるのではないかと考えている。こういう考え方で全会一致で承認をお願いしたい。」と発言、最終的に全会一致で市町村長案の修正案（まちづくり基金の削除）を了承した。

5 合併協定書の調印

平成 16 年 7 月 28 日午前 10 時から、仙北町ふれあい文化センターイベントホールにおいて、大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町の首長のほか、特別立会人として県知事、立会人として合併協議会委員を代表し関係市町村議会議員、また、国会議員をはじめとする来賓、関係市町村議会議員、合併協議会委員、合併協議会監査委員及び新市名称応募作品審査会委員、市町村関係者など約 220 名が出席し、「大曲市・神岡町・西仙北町・中仙町・協和町・南外村・仙北町・太田町合併協定調印式」が挙行され、合併協定書の署名調印がなされた。



合併協定調印式

6 法的手続き

① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

合併協定書の調印後、以下の廃置分合関係 5 議案

- ・市町村の廃置分合について
- ・市町村の廃置分合に伴う財産処分について
- ・市町村の廃置分合に伴う議員の在任の特例について
- ・市町村の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について
- ・市町村の廃置分合により設置する市の議会の議員の定数について

は、平成 16 年 10 月 15 日に大曲市、神岡町、西仙北町、協和町、仙北町の各議会臨時会において、同月 18 日に中仙町、南外村、太田町の各議会臨時会においてすべて可決され、同月 19 日付けで 8 市町村長による協議が行われた。

② 廃置分合申請

平成 16 年 10 月 22 日、8 市町村長が県知事に対し、地方自治法第 7 条第 1 項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成 16 年秋田県議会 12 月定例会に廃置分合議案「議案第 239 号 市町村の廃置分合について」を提案、同議案は平成 16 年 12 月 15 日に可決された。

④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成 16 年 12 月 16 日付けで市町村の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成 17 年 1 月 17 日付け総務省告示第 33 号により告示した。

7 新市移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた 8 市町村では、新市への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

① 市長職務執行者の決定

平成 17 年 2 月 18 日第 21 回市町村長会議において、新市の市長職務執行者を今野正彬（神岡町長）とすることに決定。同日付けで 8 市町村長が協議書を締結し、同月 23 日の第 20 回合併協議会に報告した。

② 新市章の決定

平成 16 年 2 月 25 日第 11 回合併協議会における、新市の市章は合併時に定めるとの協議に基づき、制定の手順を

- (1) 市章デザイン案は公募する。
- (2) 公募作品について、他団体等との重複、類似作品の選別業務、選定資料作成業務等は業者に委託して行う。
- (3) 候補作品選定委員会（グラフィックデザイン専門家 3 名により組織）において候補作品を絞り込む（6 点以内）。
- (4) 住民アンケートにより採用作品 1 点を決定する（その他は優秀作品とする）。
- (5) 合併日に市長職務執行者が市章を制定する。

として作業を進めた。

平成 16 年 7 月 28 日から 8 月 31 日までの公募の結果、応募作品総数が 1,530 点（応募者総数 898 人）にのぼり、同年 9 月選定委員会において選定した 6 点の候補作品について、同年 11 月 15 日まで住民アンケートを実施し、最多数の支持を得た作品に決定した。

その後、作品の補作・修正を経て、新市発足の平成 17 年 3 月 22 日に大仙市章として制定した。

③ 電算システムの統一

電算システムの統合については、任意協議会当初よりシステムの統合は機種選定、事務処理及び経費が膨大なことが予想され、平成 15 年 1 月、任意協議会に電算統合班を設置し法定協議会へ引き継いだ。また、平成 16 年 7 月以降に、電算統合班の他に各市町村の担当者を含む電算システム統合プロジェクトを組織し作業にあたった。

始めに各市町村の使用している電算システムについてデータ量を含めた詳細な調査を実施し、各市町村のどのシステムに統合するのか或いは新規に導入した方がいいのかについて、コンサルタントに委託し電算統合基本方針を作成した。電算分科会及び部会においてこの方針を検討し、平成 15 年 7 月 23 日第 4 回合併協議会に次のように提案し、承認された。

電算システムは、住民サービスの低下を招かないように、合併時に稼働の必要な対外業務や内部業務などについて統合を進めていくこととした。

【実施方針】

(1) 対外業務系（住民記録業務、税業務関係、福祉業務など）について

- ①統合形態は、既存システムの活用とする。
- ②データ保有量の多いシステムを採用する。
- ③住民記録システムと連動できるシステムを採用する。
- ④住民記録システムや税システムと安定して連動できるシステムとする。

（国民健康保険関係）

⑤住民記録システムと安定した連携ができるシステムとする。（選挙管理委員会関係）

(2) 内部業務系（財務会計業務、人事・給与業務など）について

- ①統合形態は、新規システムの導入、又は既存システムの活用を含めて検討する。
- ②合併後の組織・業務に適したシステムを導入する。

以上の実施方針に沿って、内部業務系を電算統合班、対外業務系を大曲市が担当し幹事会へ作業報告を行いながら進められ、特に混乱もなく統一した。また、統合できないシステムについては合併後順次検討していくこととした。

④ 例規の整備

平成 15 年 7 月 23 日第 4 回合併協議会における、関係市町村の条例、規則等については、合併協議会で協議、確認された事務事業の調整内容を反映させつつ、その統一化、一体化を図ることにより、新市において住民生活及び事務事業に支障が生じないよう整備するとの協議に基づき原案の整備を進めた。

新市発足の平成 17 年 3 月 22 日に 342 件の条例を市長職務執行者が専決処分したほか、45 件の条例を暫定施行するなど、行政委員会等の例規も合わせて、1,200 件あまりの例規を制定・施行した。

⑤ 閉市町村式・閉庁式

【大曲市】

閉市式

- ・平成 17 年 3 月 13 日午前 10 時から大曲市立中央公民館において、県知事、地元選出県議を来賓に迎え、関係者約 400 名の出席のもとに開催された。
- ・式次第：開式、市長式辞、市議会議長あいさつ、来賓あいさつ、記念スピーチ、スライド紹介、市旗降納、市民の歌「若い街」斉唱、閉式

閉庁式

- ・平成 17 年 3 月 18 日午後 5 時 20 分から市役所正面玄関において、市長、市議会議長をはじめとする関係者約 100 名の出席のもとに開催された。
- ・式次第：開式、市長あいさつ、市議会議長あいさつ、特別職への花束贈呈、市旗降納、閉式

【神岡町】

閉町式

- ・平成 17 年 3 月 13 日午前 10 時から神岡町民体育館において、立町 50 周年記念式典と併せて、来賓、関係者 296 名の出席のもとに開催された。
- ・式次第：町長開会あいさつ、神岡町 50 年のあゆみ、郷土の歌と踊り、県民歌・町民歌を歌う、町旗降納、閉会

閉庁式

- ・平成 17 年 3 月 18 日午後 5 時 15 分から町役場正面玄関前において、町長をはじめ関係者 80 名の出席のもとに開催された。
- ・式次第：開式、町長あいさつ、町旗降納、閉式

【西仙北町】

閉町式

- ・平成 17 年 3 月 6 日午前 10 時から西仙北町スポーツセンターにおいて、国会議員、県知事、県議会議員等を来賓に迎え、関係者約 370 名の出席のもとに立町 50 周年記念式典と併せて開催された。
- ・式次第：開式、君が代斉唱、町民憲章斉唱、功労者・一般表彰、式辞、来賓祝辞、来賓紹介・祝電披露、記念講演、児童合唱、町民歌斉唱、閉式

閉庁式

- ・平成 17 年 3 月 18 日午後 4 時 30 分から町役場会議室において、町長をはじめ関係者約 100 名の出席のもとに開催された。
- ・式次第：開式、町民憲章斉唱、町長あいさつ、町民歌斉唱、町旗降納、閉式

【中仙町】

閉町式

- ・平成 17 年 3 月 13 日午前 10 時から中仙町民会館ドンパルにおいて、県議、神奈川県座間市長等を来賓に迎え、関係者 295 名の出席のもとに開催された。
- ・式次第：開式、国歌斉唱、町長式辞、議長あいさつ、功労者表彰及び感謝状贈呈、受彰者代表あいさつ、来賓あいさつ、中仙町の四季「詩情豊かに」上映、町の歌のコーラス、閉式

閉庁式

- ・平成 17 年 3 月 18 日午前 11 時から町役場正面玄関（ドンパン広場噴水前）において、町議会議員をはじめ関係者 41 名の出席のもとに中仙町民唱歌碑除幕式と併せて開催された。
- ・式次第：開会、町長あいさつ、除幕、神事、来賓祝辞、中仙町民歌斉唱、閉会

【協和町】

閉町式

- ・平成 17 年 3 月 13 日午前 9 時 30 分から協和町民センターにおいて、宮崎県佐土原町長等を来賓に迎え、関係者 430 名の出席のもとに合併 50 周年記念式典と併せて開催された。
- ・式次第：開式、町長式辞、町議会議長あいさつ、功労者表彰並びに感謝状贈呈、来賓あいさつ、祝電披露、児童生徒作文発表、町旗降納、閉式

閉庁式

- ・平成 17 年 3 月 18 日午後 4 時から町役場大会議室において、町議会議長、教育委員会委員長、農業委員会会長をはじめ関係者 100 名の出席のもとに開催された。
- ・式次第：開式、町長あいさつ、町議会議長あいさつ、町旗降納、閉式

【南外村】

閉村式

- ・平成 17 年 3 月 13 日午前 9 時 30 分から南外体育館において、村議会議長等を来賓に迎え、関係者約 500 名の出席のもとに開催された。
- ・式次第：開式、式辞、閉村式記念品贈呈、感謝状贈呈、来賓あいさつ、村旗降納、閉式

閉庁式

- ・平成 17 年 3 月 18 日午後 5 時 30 分から南外コミュニティセンターにおいて、村議会議員等を来賓に迎え、関係者約 150 名の出席のもとに退職者セレモニーと併せて開催された。
- ・式次第：村長あいさつ、南外村銘板の降納

【仙北町】

閉町式

- ・平成 17 年 3 月 13 日午前 10 時から仙北町ふれあい文化センターにおいて、県議等を来賓に迎え、関係者 579 名の出席のもとに開催された。
- ・式次第：開式、国歌斉唱、式辞、町議会議長あいさつ、来賓あいさつ、町民憲章朗読、仙北町の経過報告、「仙北町民の歌」「秋田県民歌」「この大地より」斉唱、仙北町の歩みスライド上映、町旗降納、閉式

閉庁式

- ・平成 17 年 3 月 18 日午後 5 時から町役場正面玄関前において、関係者約 100 名の出席のもとに開催された。
- ・式次第：開式、町旗降納、町長あいさつ、閉式

【太田町】

閉町式

- ・平成 17 年 3 月 13 日午前 10 時 30 分から太田町民体育館において、県知事、国会議員、県議等を来賓に迎え、関係者 306 名の出席のもとに開催された。
- ・式次第：開式、君が代斉唱、式辞、町議会議長あいさつ、自治・民生・一般功労者表彰、来賓祝辞、来賓紹介、祝電披露、町旗降納、閉式

閉庁式（実施せず）



閉庁式

8 新市誕生後の主な動き

① 合併初日の状況

- 6 : 30 市長職務執行者登庁（大曲庁舎）
- 6 : 35 部長級職員辞令交付（大曲庁舎）
- 7 : 30 課長級以下職員辞令交付（各庁舎）
- 7 : 50 開庁式（各庁舎）
 - ・ 開式
 - ・ 銘板除幕
 - ・ 市長職務執行者式辞
 - ・ 前議長祝辞
 - ・ テープカット
 - ・ 閉式
- 8 : 20 市長職務執行者記者会見（大曲庁舎）
- 8 : 30 旧市町村長、市長職務執行者事務引継（大曲庁舎）
- 8 : 45 指定金融機関指定書交付（大曲庁舎）
- 8 : 50 消防団、交通指導員、防犯指導員辞令交付（大曲庁舎）
- 9 : 00 教育委員会委員辞令交付、会議（大曲庁舎）
- 9 : 15 固定資産評価審査委員会委員辞令交付、会議（大曲庁舎）
- 9 : 30 旧市町村収入役、収入役職務代理者事務引継（大曲庁舎）
- 9 : 55 東部農業委員会1号委員辞令交付（仙北就業改善センター）
- 10 : 00 東部農業委員会総会（仙北就業改善センター）
- 11 : 00 選挙管理委員会（神岡福祉センター）
- 11 : 30 介護老人保健施設管理者辞令交付（八乙女荘）
- 12 : 55 西部農業委員会1号委員辞令交付（西仙北庁舎）
- 13 : 00 西部農業委員会総会（西仙北庁舎）
- 13 : 30 介護老人保健施設管理者辞令交付（幸寿園）
- 15 : 15 庁議（大曲庁舎）
- 16 : 15 市長職務執行者訓辞（仙北ふれあい文化センター）

② 合併記念式典

大仙市誕生記念式典は、平成 17 年 7 月 18 日午前 10 時より、大曲市民会館において、岡田浩巳総務省大臣官房審議官、県副知事をはじめ、県出身衆議院議員、参議院議員の出席のもと、市民や市の関係者約 900 人が出席し挙行された。

式典では合併協議に取り組んだ旧市町村長、議会議長あわせて 20 人の方々に総務大臣表彰が手渡され、また、合併協議会の議員選出議員、民間委員の 38 人には市長より感謝状が贈られた。

式典終了後、記念公演として東京大学大森彌名誉教授の講演が行われた。



合併記念式典

③ 新市初議会

大仙市の初議会は、大仙市長職務執行者により、平成 17 年 3 月 28 日午前 10 時より、仙北ふれあい文化センターにおいて第 1 回大仙市議会臨時会（議員 138 名）が招集された。平成 17 年 3 月 15 日に合併構成市町村議会議員総会を開催し、臨時議会、上程議案、議会運営等について協議されていたためスムーズに行われた。

臨時議長には最年長者の小山田トシ議員を選出し、正副議長及び各常任委員会（6 委員会）、議会運営委員会の正副委員長を選出した。この他、一部事務組合議員選挙及び農業委員会の議会選出委員の推薦が行われた。

主な上程議案（報告）は次のとおり

- ・ 議会関係条例・規則
- ・ 専決処分報告（15 件）
大仙市役所設置条例のほか 341 件の条例制定など
- ・ 平成 17 年度大仙市暫定予算

④ 市長選挙

大仙市長選挙は、平成 17 年 4 月 10 日告示され、3 氏が立候補した。平成 17 年 4 月 17 日に投票が行われ、22,070 票を獲得し新市長に栗林次美氏が当選した。次点との差は 290 票、有権者数 79,013 人、投票率 78.17%であった。

⑤ 新市長による議会の招集

新市長は、平成 17 年 6 月 9 日、第 1 回大仙市議会定例会を招集し、平成 17 年度予算案等、以下の議案が上程された。

- ・ 平成 17 年度予算案（一般会計ほか 26 件）
- ・ 監査委員・固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ・ 教育委員会委員の任命について
- ・ 大仙市助役定数条例
- ・ 助役の選任について
- ・ 「非核平和都市宣言」に関する決議（議員発議による）

このうち、教育委員会委員の 1 名が否決されたことにより、会期を 3 日延長して 6 月 30 日までとし、追加上程案が可決された。

助役については、定数を 2 名とし、収入役の事務を兼掌させることとした。人事案について 2 名の同意を求めたが、議会からの同意が得られず空席となった。同年 12 月議会において 1 名の同意が得られた。

⑥ 在任特例後の議会議員選挙

平成 17 年 9 月 11 日在任特例期間満了に伴う合併後初の市議会議員一般選挙が告示され、定数 30 に対して 66 人が立候補した。

平成 17 年 9 月 18 日に選挙が行われ 30 人の議員が決定した。次点との差は 30 票、有権者数 79,239 人、投票率 83.32%であった。

⑦ 決算審査の状況

平成 16 年度旧市町村の決算審査及び大仙市の決算審査については、平成 17 年第 2 回定例会において決算特別委員会を設置し、9 分科会（旧市町村決算 8 分科会、大仙市決算 1 分科会）にわかれ、8 月 29 日から 30 日の 2 日間で審査した。

委員選任については、旧市町村の決算は在任している議員、大仙市の決算は議会運営委員が選任され審査にあたった。

最終日、委員長が報告し、全会一致で認定された。

合併協定書

平成16年7月28日

大曲市・神岡町・西仙北町・中仙町・協和町・南外村・仙北町・太田町

目次

	頁
1 合併の方式	1
2 合併の期日	1
3 新市の名称	1
4 新市の事務所の位置	1
5 財産の取扱い	1
6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	1
7 農業委員会の選挙による委員の定数及び任期の取扱い	1
8 地方税の取扱い	2
9 一般職の職員の身分の取扱い	2
10 特別職の職員の身分の取扱い	3
11 条例、規則等の取扱い	3
12 事務組織及び機構の取扱い	3
13 一部事務組合等の取扱い	4
14 使用料、手数料の取扱い	6
15 公共的団体等の取扱い	6
16 補助金、交付金等の取扱い	6
17 町名、字名の取扱い	7
18 慣行の取扱い	7
19 国民健康保険事業の取扱い	7
20 介護保険事業の取扱い	8
21 消防団の取扱い	8
22 行政区の取扱い	8
23 男女共同参画事業	9
24 国際交流事業、友好都市交流事業	9
25 電算システム事業	9
26 広報広聴関係事業	9
27 消防防災関係事業	10

28	交通関係事業	10
29	窓口業務	10
30	保健衛生事業	10
31	病院、診療所	13
32	休日、夜間、救急診療	13
33	障害者福祉事業	13
34	高齢者福祉事業	14
35	児童福祉事業	17
36	保育事業	19
37	生活保護事業	19
38	その他の福祉事業	19
39	社会福祉協議会	20
40	健康づくり事業	20
41	ごみ収集運搬業務	20
42	環境対策事業	21
43	農林水産関係事業	21
44	商工、観光関係事業	23
45	勤労者、消費者関係事業	23
46	建設関係事業	23
47	上水道、下水道事業	24
48	公立学校（園）の通学区域	25
49	学校教育事業	25
50	文化振興事業	26
51	コミュニティ施策	27
52	社会教育事業	27
53	指定金融機関、支払い等に関する業務	28
54	防犯関係	28
55	災害援護資金貸付・弔慰金・見舞金関係	28
56	新市建設計画	28

1 合併の方式

大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、同郡協和町、同郡南外村、同郡仙北町、同郡太田町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月22日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、大仙市（だいせんし）とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、大曲市花園町1番1号とする。

5 財産の取扱い

8市町村の所有する財産（権利及び義務を含む）は、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 地方自治法第91条第7項の規定に基づく、新市の議会の議員の定数を30人とする。
- (2) 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定に基づき、8市町村の議会の議員は、合併後、平成17年9月30日まで新市の議会の議員として在任することとする。
- (3) 在任期間の報酬額は、現行のとおりとするが、議長及び副議長の報酬額は、それぞれ8市町村の最高額とする。

7 農業委員会の選挙による委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に大曲市、中仙町、仙北町、太田町の区域と、神岡町、西仙北町、協和町、南外村を区域とする2つの農業委員会を置く。
- (2) 農業委員会の選挙による委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項を適用し、現市町村の選挙による委員は、平成17年7月19日まで在任する。
- (3) 在任特例後、最初に行われる選挙から、委員の定数は、大曲市、中仙町、仙北町、太田町を区域とする農業委員会は40人、神岡町、西仙北町、協和町、南外

村を区域とする農業委員会は30人とする。

- (4) 在任特例後、最初に行われる選挙から、各農業委員会に現市町村を単位とする選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、平成16年3月31日に確定する登録選挙人の数により調整する。

8 地方税の取扱い

(1) 税率

ア 個人住民税の均等割を標準税率とする。所得割は、現行のとおりとする。

イ 法人住民税は、均等割、法人税割とも制限税率とし、法人税割については、14.7%とする。

ウ 固定資産税は、現行のとおりとする。

エ 軽自動車税は、現行のとおりとする。

オ 市たばこ税は、現行のとおりとする。

カ 入湯税は、1人1日につき150円とする。

キ 国民健康保険税は、算定方式を所得割・均等割・平等割の3方式とし、税率については新市発足後、最初の賦課時に決定する。

(2) 納期

ア 個人住民税の納期は、4期(6月・8月・10月・12月)とする。

イ 法人住民税の納期は、現行のとおりとする。

ウ 固定資産税の納期は、4期(5月・7月・9月・11月)とする。

エ 軽自動車税の納期は、1期(5月)とする。

オ 市たばこ税の納期は、現行のとおりとする。

カ 入湯税の納期は、現行のとおりとする。

キ 国民健康保険税の納期は、8期(7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月)とする。

(3) その他

ア 前納報奨金は、合併時に廃止する。

イ 納税貯蓄組合補助金について、奨励的補助金は、合併時に廃止する。事務費的補助金は、算定基準を定め合併時に再編する。

ウ 督促手数料は、100円とする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 8市町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(2) 職員数については、新市において定員モデルや類似団体の定員を参考に、定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めるものとする。

(3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の観点から、調整し、統一を図る。

(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し、統一を図る。

10 特別職の職員の身分の取扱い

(1) 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い、調整する。法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。

(2) 特別職の職員の報酬については、類似団体等の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。

11 条例、規則等の取扱い

(1) 関係市町村の条例、規則等については、合併協議会で協議、確認された事務事業の調整内容を反映させつつ、その統一化、一体化を図ることにより、新市において住民生活及び事務事業に支障が生じないよう整備するものとする。

(2) 整備にあたっては、関係市町村の従来条例、規則等を次の区分に分類して行うものとする。

ア 例規の種類による分類

イ 現状による分類

ウ 施行方法による分類

エ 新市に引き継がないもの

12 事務組織及び機構の取扱い

(1) 本庁組織、出先機関、附属機関

新市における事務組織及び機構については、合併協議会で決定された事項を踏まえながら、以下の「整備方針」に基づき整備するものとする。

【整備方針】

ア 住民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構

イ 住民の声を適正に反映することができる組織・機構

ウ 簡素で効率的な組織・機構

エ 迅速な意思決定が可能な組織・機構

オ 指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構

カ 新市建設計画や新たな行政課題に対応できる組織・機構

【整備内容】

ア 新市の事務所の位置となる大曲市庁舎に本庁を置き、各市町村の庁舎には

総合支所を置いて施設を有効活用するものとする。

イ 本庁を置く大曲市庁舎は、すべての本庁機能が入りきらない現状であることから、本庁機能の一部を設置が可能な町村の庁舎に置くこととする。

ウ 本庁については、各業務の管理部門を集約するものとする。

エ 総合支所については、住民サービス提供の総合行政機関とし、本庁に集約する部門を除いておおむね現在の機能を引き継ぐものとするが、合併後においては、情報インフラの活用を図ることなどにより、より簡素で効率的な組織・機構の実現を目指すものとする。

オ 出先機関については、おおむね現行のまま存続させるものとする。

カ 附属機関については、原則として統合するものとし、各市町村に独自に置かれているものについては、実態を考慮して整備するものとする。また、委員の構成等については、現市町村の実態に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(2) 地域審議会等

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会又は地域自治区若しくは合併特例区のいずれかを合併時に設置する。

13 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合

ア 仙北西部老人保健施設一部事務組合

(7) 神岡町、西仙北町、協和町、南外村は、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務、事業、財産及び債務を新市に引き継ぐ。

(イ) 当該組合の一般職の職員については、新市の職員として身分を引き継ぐ。

(ロ) 新市の介護老人保健施設については、法人化を視野に入れながら運営形態等について検討していく。

イ 仙北西部特別養護老人ホーム一部事務組合

(7) 神岡町、西仙北町、南外村は、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務、事業、財産及び債務を新市に引き継ぐ。

(イ) 当該組合の一般職の職員については、新市の職員として身分を引き継ぐ。

(ロ) 新市の介護老人福祉施設については、法人化を視野に入れながら運営形態等について検討していく。

ウ 仙北東部特別養護老人ホーム一部事務組合

仙北町、太田町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

エ 大曲市外九力町村清掃事業組合

大曲市、神岡町、西仙北町、協和町、南外村、仙北町、太田町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

オ 角館町外三か町村公衆衛生施設組合

(7) 中仙町は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。

(イ) 当該組合の財産及び債務のうち、中仙町に係る分については、当該組合と合併前に調整のうえ新市に引き継ぐ。

カ 大曲仙北広域市町村圏組合

大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

キ 秋田県市町村総合事務組合

大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

ク 秋田県市町村会館管理組合

大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

(2) 公社、第三セクター

ア 土地開発公社

(7) 大曲市土地開発公社は、新市の発足に伴い現定款の変更を行い法人登記の変更を行う。

(イ) 神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町は、合併の日の前日をもって秋田県町村土地開発公社の設立団体から脱退し、新市において合併の日に投資団体として加入する。

イ 財団法人大曲市開発公社

出資金は、新市に引き継ぎ、管理・運営は、現行のとおりとする。

ウ 株式会社県南環境保全センター

出資金は、新市に引き継ぎ、管理・運営は、現行のとおりとする。

エ 大曲駅前開発株式会社

出資金は、新市に引き継ぎ、管理・運営は、現行のとおりとする。

オ 株式会社大曲スポーツセンター

出資金は、新市に引き継ぎ、管理・運営は、現行のとおりとする。

カ 株式会社神岡ふるさと振興公社

出資金は、新市に引き継ぎ、管理・運営は、現行のとおりとする。

キ 西仙北温泉インター株式会社

出資金は、新市に引き継ぎ、管理・運営は、現行のとおりとする。

ク 物産中仙株式会社

出資金は、新市に引き継ぎ、管理・運営は、現行のとおりとする。

ケ 株式会社協和町リゾート管理公社

出資金は、新市に引き継ぎ、管理・運営は、現行のとおりとする。

コ 太田町生活リゾート株式会社

出資金は、新市に引き継ぎ、管理・運営は、現行のとおりとする。

14 使用料、手数料の取扱い

(1) 使用料、手数料については、次の方針を基本とし調整するものとする。

ア 施設等の使用料については、施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。

イ 手数料については、新市における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から合併時に統一するよう努めるものとする。

(2) 具体的な使用料、手数料の額については、それぞれ関係する事務事業の取扱いの中で調整するものとする。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

(1) 各市町村共通の団体について

ア 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。

イ 国・県の指導に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導のもとに、そのあり方について協議していくものとする。

ウ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努めるものとする。

(2) 各市町村独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

16 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮し、見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次の方針を基本

に予算措置の段階で調整する。

ア 各市町村同一又は同種の補助金については、出来るだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。

イ 各市町村独自の補助金については、新市全体の均衡を保つよう調整するものとする。ただし、地域振興を図るうえで特に必要と認められるものは、当分の間現行のとおりとする。

ウ 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

17 町名、字名の取扱い

(1) 町及び字の区域については、合併時の混乱を避けるため、現行のとおりとする。

(2) 町及び字の名称については、各市町村の自主性を尊重する。

各市町村の町や字の名称については、以下の具体案のとおりとする。

【大曲市】 大曲地区の住居表示町内のみ、町内名の前に「大曲」をつける。

【神岡町】 「仙北郡神岡町」を「大仙市」とする。

【西仙北町】 「仙北郡西仙北町」を「大仙市」とする。

【中仙町】 「仙北郡中仙町」を「大仙市」とする。

【協和町】 「仙北郡協和町」を「大仙市協和」とする。

【南外村】 「仙北郡南外村」を「大仙市南外」とする。

【仙北町】 「仙北郡仙北町」を「大仙市」とする。

【太田町】 「仙北郡太田町」を「大仙市太田町（おおたちょう）」とする。

18 慣行の取扱い

(1) 新市の市章については、合併時に定めるものとする。

(2) 新市の花・木・鳥・歌・憲章・宣言については、新市において検討する。

19 国民健康保険事業の取扱い

(1) 国民健康保険における主な事業について次のとおり調整する。

ア 療養給付費一部負担金は、現行どおり国制度により行う。

イ 出産育児一時金は、30万円とする。

ウ 葬祭費は、10万円とする。

エ 人間ドックは、料金の70%以内において助成する。ただし、上限を4万円とする。対象者は、税完納世帯の国民健康保険被保険者で40歳以上の者とする。

オ はり、灸、マッサージは、40歳から65歳未満を対象者とし、1,000円の施術券で24回分を助成する。

カ 高額医療費貸付事業は、高額医療費相当額の90%以内において行い、最低貸付額を1万円とする。

キ 出産費資金貸付事業は、出産育児一時金支給見込額の80%以内において行う。

ク 医療費通知は、国民健康保険加入者分、社会保険加入の老人保健対象者分共に複月6回とし、年間分は行わない。

ケ 健康優良家庭表彰は、前年度末まで1年以上無受診で国民健康保険税完納の世帯に対し行う。記念品は5,000円程度とする。

コ 国民健康保険運営協議会は、次のとおりとする。

(7) 任期2年

(イ) 委員定数12人（被保険者代表3人、医療機関代表3人、公益代表3人、被用者保険代表（新規）3人）

(2) 財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金は、全て持ち寄る。

(3) 国民健康保険税については、「地方税の取扱い」の決定のとおりとする。

20 介護保険事業の取扱い

高齢化社会で増加する介護サービス利用への対応と財政基盤の安定化、認定審査の公正、公平性の確保が求められる介護保険事業は、8市町村とも加入している大曲仙北広域市町村圏組合が運営している。このため、8市町村が合併の日の前日をもって当該組合を脱退するが、新市において合併の日に当該組合に加入するため、現行のとおり継承していく。なお、事務受託については、合併の日の前日をもって受託に関する規約を廃し、新市において合併の日に現行の事務受託規約により受託する。

21 消防団の取扱い

消防団は、合併時に統合する。なお、当面現市町村消防団を支団とするが、新市において消防行政に関する審議を行う組織を設置し、消防団の組織体制について検討するものとする。報酬、費用弁償等については、「特別職の職員の身分の取扱い」において調整する。

22 行政区の取扱い

(1) 行政区については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(2) 行政区の行政協力員制度については、合併時の混乱を避けるため、名称を「行政協力員」に統一するほかは、現行のまま新市に引き継ぐものとする。なお、担当区域及び業務内容等については、新市において各地域の実情を踏まえ、業務の平準化、効率化を検討し調整する。

23 男女共同参画事業

(1) 男女共同参画事業については、大曲市の計画を基本にしなが、新市において計画策定のうえ、事業に取り組んでいく。

(2) 少子高齢化が進行する中で、地域社会の活力維持、進展をはかるために、男女の能力を生かすための子育て、教育、労働など環境の整備を図る。

24 国際交流事業、友好都市交流事業

(1) 国際交流については、合併後も引き続き継続する。

(2) 友好都市交流については、合併後も引き続き継続する。

25 電算システム事業

電算システムは、住民サービスの低下を招かないように、合併時に稼働の必要な対外業務や内部業務などについて統合を進めていく。

【実施方針】

ア 対外業務系（住民記録業務、税業務関係、福祉業務など）について

(7) 統合形態は、既存システムの活用とする。

(イ) データ保有量の多いシステムを採用する。

(ウ) 住民記録システムと連動できるシステムを採用する。

(エ) 住民記録システムや税システムと安定して連動できるシステムとする。

（国民健康保険関係）

(オ) 住民記録システムと安定した連携ができるシステムとする。（選挙管理委員会関係）

イ 内部業務系（財務会計業務、人事・給与業務など）について

(7) 統合形態は、新規システムの導入、又は既存システムの活用を含めて検討する。

(イ) 合併後の組織・業務に適したシステムを導入する。

26 広報広聴関係事業

(1) 広報誌は、新市において毎月2回発行し、市民の視線にたった広報誌の作成をめざすものとする。

- (2) ホームページは、現市町村単位の情報を引き継ぎ、新市において新たに開設する。
- (3) 市政懇談会等の広聴事業は、新市において開催し、住民からの提言、要望を市政運営に反映させる。

27 消防防災関係事業

- (1) 新市の防災会議を合併時新たに設置する。
- (2) 新市の地域防災計画は、新市において策定する。
- (3) 消防防災施設、災害時備蓄品は、すべて新市に引き継ぐ。

28 交通関係事業

- (1) 公共交通関係
 - ア 地方バス路線維持事業及び遠距離児童・生徒通学バス運行事業委託については、存続し、新市における公共交通の確保をはかる。
 - イ JR事務委託については、存続し、合併後再編する。
 - ウ 循環バス運行事業、乗合自動車利用助成事業、シルバーシャトルバス運行事業については、存続し、合併後、地域の実情並びに需要に応じた施策を検討する。
- (2) 交通安全関係
 - ア 交通安全対策を協議する組織を新たに設置し、新市において交通安全計画を策定する。
 - イ 交通指導隊は、合併時再編することとし、交通安全母の会は、現組織を母体に合併後新たな組織を設置する。

29 窓口業務

- (1) 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努める。
- (2) 平日、昼休み及び夜間における窓口業務は、現行どおり行う。
- (3) 閉庁日の対応は、合併時日直制に統一する。

30 保健衛生事業

- (1) 環境衛生関係
 - ア 直営の火葬場、公営墓地は、新市に引き継ぐ。
 - (7) 西仙北町営火葬場は、現行どおり新市に引き継ぐ。使用料は、大曲仙北広域市町村圏組合と同額とする。
 - (4) 公営墓地は、現行どおり新市に引き継ぐ。管理手数料、管理委託につい

ては、合併後格差を是正していく。

- イ 環境衛生事業は、清潔な環境を保つよう調整に努める。
 - (7) 衛生害虫駆除は、住民の要望に応じ、必要な地区に現行どおり対応していく。
 - (4) 狂犬病予防事務は、現行のとおり新市に引き継ぐ。犬登録管理システムを構築し住民サービスを図る。
- (2) 保健関係
 - 保健事業は、住民の健康増進を図るよう調整に努める。
 - ア 母子保健事業
 - (7) 乳児健康診査は、対象月、スタッフ配置、集団方式・医療機関方式、専門医等の相違点を合併時まで調整する。
 - (4) 1歳6ヵ月児健康診査は、対象月、スタッフ配置、集団方式・医療機関方式、専門医等の相違点を合併時まで調整する。
 - (4) 2歳児健康診査は、歯科が主体であり歯科健康診査で調整する。
 - (4) 3歳児健康診査は、対象月、スタッフ配置、集団方式・医療機関方式、専門医等の相違点を合併時まで調整する。
 - (4) 歯科健康診査は、妊婦、乳幼児、2歳児、3歳児、園児、児童に実施することとし、具体的事項は合併時まで調整する。
 - (4) 妊婦健康診査は、回数方式、領収書方式等を検討し、合併時まで全額補助の方向で一元化する。
 - (4) 母子手帳の交付は、相談日と手帳の交付日を同一にし、保健指導と兼ねた方法で合併時まで調整する。
 - (4) 妊婦・産婦・新生児・乳幼児訪問指導は、訪問事業を実施することで合併時まで調整する。
 - (4) 乳幼児相談は、乳幼児相談事業を実施することで合併時まで調整する。
 - (4) 健康教育（妊婦）は、大曲市の例（中心部にて事業開催）により合併時まで調整する。
 - (4) 健康教育（乳幼児）は、対象者、指導内容、実施回数等を合併時まで調整する。
 - イ 老人保健等事業
 - (7) 基本健康診査は、健診対象、検査項目、自己負担額、国民健康保険助成や受診希望調査・周知・結果配布方法、電算処理等を合併時まで一元化し実施する。自己負担額は基準額を下回らない額で調整する。糖尿病検査については、39歳以下も対象とする。また、尿酸値の検査を新たに加える方向で検討する。非課税世帯の取扱いを明確にする。
 - (4) 肝炎ウイルス・胃がん・子宮がん・乳がん・大腸がん検診は、対象者、

自己負担額等を合併時まで調整し実施する。

- (ウ) 肺がん・前立腺がん検診は、実施等について合併時まで調整する。
- (エ) 卵巣腫瘍検診は、子宮がん検診と共に実施する。
- (オ) 成人歯周疾患検診は、歯科医師会と協議し検討する。
- (カ) 骨粗しょう症検診は、合併時まで委託先及び実施方法の調整を図り実施する。
- (キ) 老人訪問指導は、予防に重点を置くこととし、発症者は在宅介護支援センターで担当する方向で、スタッフ、対象者について合併時まで調整する。
- (ク) 機能訓練（B型）は、予防的に見ればB型を広げていく必要があるが、B型は在宅介護支援センターのミニディサービスと対象者が同一である。予算も在宅介護支援センターで持っているため、新市では在宅介護支援センターの予防事業として実施する。
- (ケ) 健康手帳交付は、新しい独自の健康手帳（10年くらい使用できるもの）を作成する方向で検討し、合併時まで対象年齢、交付方法を検討する。
- (コ) 健康相談（総合・重点）は、従来の内容にとらわれず、対象者、開催回数、内容、会場等を合併時まで調整し実施する。
- (ク) 老人健康教育は、従来の内容にとらわれず、個別健康教育の実施を含めて対象者、内容、会場等を合併時まで調整する。
- (コ) 結核検診（間接・直接・喀痰）は、対象者を合併時まで調整し実施する。

ウ 予防接種事業

- (7) ポリオ生ワクチンの予防接種の接種場所は、基本的に現市町村単位とするが、新市内どの場所でも接種可能とする。周知方法は、現行どおりとするが、合併後速やかに統一する。接種方法を集団接種とし、自己負担は無しとする。対象月は、大曲市の例による。実施時期等については、合併時まで調整する。
- (イ) 三種混合（初回・追加）、日本脳炎（初回・追加・2期・3期）、麻疹、風疹、二種混合は、接種場所は基本的に現市町村単位とするが、新市内どの場所でも接種可能とする。周知方法は現行どおりとするが、合併後速やかに統一する。接種方法を個別接種とし、自己負担は無しとする。実施時期等については、合併時まで調整する。
- (ウ) 高齢者インフルエンザは、自己負担を医療機関の定める額の3分の1を目安に予算で定める。委託料等については、合併時まで調整する。
- (エ) BCG接種は、集団接種とし、自己負担は、無しとする。

(3) 患者輸送業務

患者輸送業務は、合併時存続とし、新市において交通体系並びに福祉関連施策等各種制度を参酌し実施方法を検討する。

31 病院、診療所

- (1) それぞれの病院、診療所については、住民に安心して医療を受けられる体制を確保するため、民間医療機関と役割分担をしながら地域医療体制を確立していくことが必要であり、現行のまま新市に継承する。
- (2) 使用料、手数料については、一元化に調整のうえ、新市に移行する。

32 休日、夜間、救急診療

- (1) 8市町村とも加入している大曲仙北広域市町村圏組合において、休祭日救急医療センターの初期救急医療体制及び病院群輪番制病院による二次救急医療体制を整備し、その運営を効率的に推進している。8市町村は合併の日の前日をもって当該組合を脱退するが、新市において合併の日に加加入するため、現行のとおり継承していく。
- (2) 休日救急診療体制として、現行在宅当番医制度及び歯科在宅当番医制度の継続と充実を図っていく。

33 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、次の区分により調整する。

- ・国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。
- ・国又は県等が定める制度で、各市町村が独自にその制度の充実を図っている事業及び各市町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。

①合併時まで調整するもの

②新市において調整するもの

- (1) 障害者福祉計画は、合併後に再編する。新市において新計画を速やかに策定する。新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2) 身体障害者手帳交付等・相談、身体障害者施設支援費（更生訓練費含む）、補装具の交付、日常生活用具の交付、更生医療、居宅支援費（デイ、ショート、居宅介護）、進行性筋萎縮症療養等給付費は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 社会参加促進事業、特別障害者手当は、合併時に統合する。大曲市の例により、新市において実施する。
- (4) 住宅整備資金貸付は、合併時に再編する。対象者は、身体障害者手帳1級から4級所持者、療育手帳Aの知的障害者等とする。貸付限度額は、150万円とする。
- (5) 身体障害者協会は、合併時に再編する。合併時まで補助額を調整し、新市において助成する。

- (6) 療育手帳交付等・相談、知的障害者施設支援費、知的障害者グループホーム支援費、知的障害者居宅支援費（デイ、ショート、居宅援護）、知的障害児・者日常生活用具の給付は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 知的障害者小規模作業所の「仙北北部ふれあいセンターにじ」へは、新市において助成を継続する。
- (8) 地域療育訓練は、合併時に統合する。大曲市の例により、新市において実施する。
- (9) 精神障害者保健福祉手帳・医療券・相談、精神障害者短期入所、精神障害者ホームヘルプは、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (10) 精神障害者小規模作業所運営費補助は、ふれあい作業所及び角館さくら共同作業所に、新市において助成を継続する。
- (11) 市町村単独事業
 - ア 身体障害者・児デイサービス事業については、大曲市の例により新市において実施する。
 - イ 重度心身障害者・児移送費給付事業については、大曲市の例により新市において実施する。
 - ウ 人工透析通院者支援事業については、協和町の例を基本に新市において実施する。対象者は自宅から医療機関までの距離が片道10km以上とする。
 - エ 高齢視覚障害者見舞金支給事業、心身障害者扶養共済掛金扶助金、重度心身障害児・者福祉手当、障害年金、重度知的障害者年金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に廃止する。

34 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業の各制度については、できる限りサービスの低下を招かないよう調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金となるよう調整する。

- ・国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。
- ・国又は県等が定める制度で、各市町村が独自にその制度の充実を図っている事業及び各市町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。

- ①合併時までに調整するもの
- ②新市において調整するもの

- (1) 老人保健福祉計画は、合併後に再編する。新市において新計画を速やかに策定する。新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2) 介護予防関係事業
 - ア 外出支援サービス事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編す

る。

- イ 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業は、合併時に再編する。対象者は、協和町の例による。利用者負担は、1割、利用回数は、年4回以内とする。
- ウ 軽度生活援助事業は、合併時に再編する。内容、利用者負担等は、合併時まで調整する。
- エ 訪問理美容サービス事業は、合併時に再編する。対象者は、協和町の例による。年間6回（1回あたり2,500円以内）を助成する。
- オ 介護予防事業は、現在の教室を現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。地域住民グループ支援事業は、西仙北町の例を基本に新市において実施する。
- カ 高齢者食生活改善事業は、合併時に再編する。大曲市、南外村の例を基本に新市において実施する。
- キ 生きがい活動支援通所事業は、合併時に再編する。対象者は、概ね60歳以上で要介護状態のおそれのある高齢者とし、利用料は、介護報酬要支援の額の1割とする。デイサービスセンターでの実施は、現行のとおり新市に引き継ぐ。社会福祉協議会等の委託については、合併時まで調整する。
- ク 生活管理指導事業は、合併時に再編する。短期入所サービスは、利用回数年14日以内、利用料を介護報酬要支援の額の1割とする。生活管理指導員派遣事業は、利用回数を週2回以内、利用料を介護報酬要支援の額の1割とする。対象者は、65歳以上の介護認定非該当者とする。その他必要な事項は、合併時まで調整する。
- ケ 家族介護教室は、合併時に再編する。
- コ 配食サービスは、合併時に再編する。対象者は、西仙北町の例による。利用回数は週3回以内、利用料は1回200円とする。
- サ 介護用品の支給（補助対象分）は、国の制度につき、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- シ 介護用品の支給（補助対象外）は、合併時に再編する。在宅で要介護4・5の高齢者を介護している住民税課税世帯の家族に対し月5,000円の介護用品券を支給する。要介護3以下の現対象者には経過措置を設ける。
- ス 介護用品の貸与は、合併時に再編する。
- セ 家族介護者交流事業は、合併時に再編する。開催回数は補助対象内とする。
- ソ 家族介護者ヘルパー受講事業は、合併時に再編する。神岡町の例により、新市において実施する。
- タ 家族介護慰労事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- チ 高齢者実態把握は、合併時に再編する。補助事業要綱に基づき新市において実施する。

ツ 介護予防プラン作成は、合併時に再編する。新市において実施する。

テ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業は、合併時に再編する。社会教育関係部署と調整のうえ、新市において実施する。

ト 緊急通報体制等整備事業は、合併時に再編する。対象者は、概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等とする。利用者負担は、無料とする。

ナ 高齢者地域支援体制整備・評価は、合併時に再編する。社会福祉協議会と調整し、新市において実施する。

(3) 高齢者住宅整備資金貸付金は、合併時に再編する。対象者は、親族である60歳以上の高齢者と同居し、高齢者の居室等の整備を真に必要とする者とする。貸付限度額は、150万円とする。

(4) 在宅介護支援センター管理は、合併時に再編する。現在5カ所ある基幹型在宅介護支援センターは、新市において1カ所となるため、他は地域型とする。現在、基幹型が担っている業務については、合併時まで調整する。

(5) 生活支援ハウス、要介護認定訪問調査は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(6) 敬老式は、合併後に再編する。合併時は、新市各地区において現行のとおり実施する。ただし、合併後3年をめどに対象者を75歳以上とし、飲食の廃止を含めて方法や内容等について検討する。

(7) 敬老祝金等は、合併時に再編する。77歳(喜寿)1万円、80歳(傘寿)1万円、88歳(米寿)3万円、99歳(白寿)5万円、101歳以上1万円の長寿祝金を贈呈する。

(8) 100歳(99歳)祝金等は、合併時に再編する。100歳に贈呈する。5年以上居住在宅者50万円、5年以上居住施設者25万円、3年以上居住在宅者25万円、3年以上居住施設者12万5千円。ただし、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から実施する(仙北町・太田町は99歳で実施していることから経過措置を設ける)が、合併後5年をめどに廃止を含めて検討する。

(9) 金婚式は、合併時に再編する。新市において、一会場で祝宴なしの式典を実施する。

(10) はり、灸、マッサージ施術費助成は、合併時に再編する。対象者は、65歳以上とし、施術1回につき1,000円を助成する(年24回以内)。65歳未満の国民健康保険被保険者については、国民健康保険事業において助成する。

(11) 単位老人クラブについては、合併時に再編し、補助基準を統一して助成を継続する。各連合老人クラブに対する助成は、平成17年度現行のとおりとするが、新市の連合組織設立と併せ合併後速やかに調整する。

(12) 地域ケア会議は、合併時に再編する。新市において実施するが、構成員等は新市の機構に合わせて調整する。

(13) 老人施設入所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市老人ホーム入所判定委員

会を合併時に設置する。

(14) 外国人高齢者対策は、合併時に統合する。大曲市の例により新市において実施する。

(15) 市町村単独事業

ア 老人憩いの家は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

イ 寝たきり老人等介護慰労金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後再編する。

ウ 介護保険制度の利用者負担軽減、上乗せ助成事業

(7) 訪問入浴事業、訪問介護事業は、合併時に廃止する。

(4) 入浴サービス利用者助成金事業、介護サービス利用者負担支援事業、介護保険サービス自己負担分支援事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。

(9) 緊急老人短期入所負担金助成事業は、合併時に廃止する。

(1) 高齢者等タクシー料助成金事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に外出支援サービス事業と併せて検討する。

(4) 特殊寝台貸与利用者助成事業は、合併時に廃止する。

エ 高齢者等除雪サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ合併後に再編する。

オ 老人・身障者入湯費軽減助成事業、温泉入湯料助成事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。

35 児童福祉事業

児童福祉事業については、次の区分により調整する。

- ・国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。
- ・国又は県等が定める制度で、各市町村が独自にその制度の充実を図っている事業及び各市町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。

①合併時まで調整するもの

②新市において調整するもの

(1) 子育て支援計画(エンゼルプラン)は、平成16年度中に新市を見据えた計画を策定し、新市の行動計画として実施する。

(2) 児童館は、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後に管理、運営等の調整を図る。

(3) 放課後児童クラブは、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後に再編し、未開設地区の解消を図る。

(4) 子育て支援事業(子育て支援センター)は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合

併後に再編する。

- (5) 母親クラブは、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 児童手当は、国の制度につき、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 児童扶養手当は、国の制度につき、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (8) 特別児童扶養手当は、国の制度につき、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (9) 母子相談員・母子寡婦家庭相談員は、合併時に統合する。大曲市の例により新市（福祉事務所）において配置する。
- (10) 母子福祉協力員は、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において活動費として月額1,000円を助成する。
- (11) 家庭・児童相談員は、合併時に統合する。大曲市の例により、新市（福祉事務所）において配置する。
- (12) 助産施設への措置は、合併時に統合する。大曲市の例により、新市（福祉事務所）において措置する。
- (13) 生活支援施設（母子寮）への措置は、合併時に統合する。大曲市の例により、新市（福祉事務所）において措置する。
- (14) 母子寡婦福祉会補助は、合併時に再編する。合併時まで補助基準を調整し、新市において助成を継続する。
- (15) 母子及び寡婦家庭住宅整備資金貸付制度は、合併時に再編する。対象者は、現に扶養する子のある配偶者のない女子で、住宅の整備を必要とするが自力での整備が困難な者とする。貸付限度額は、150万円とし、新市において実施する。
- (16) 母子・父子家庭児童保育援助費支給は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (17) 母子・父子家庭児童祝金支給は、県の制度につき、現行のとおり新市に引き継ぐ。市町村単独事業は、合併時に再編する。新市において、県制度の対象者に各5,000円を支給する。
- (18) 市町村単独事業
 - ア 出産祝金は、合併時に廃止する。新市において新たな施策（すこやか子育て手当）を実施する。
 - イ 一時保育助成事業及び心像地区園児バス定期券購入助成については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ウ 低所得者子弟奨学資金給付金については、中仙町の例を基本に新市において実施する。
 - エ 施設入所児童及び特殊学級就学児童福祉費については、合併時に廃止する。
 - オ 健やか手当金については、協和町の例を基本に「すこやか子育て手当」として新市において実施する。2歳未満の児童を養育する保護者に月額1万円を支給する。
 - カ 母子・父子・準母子年金については、仙北町の例を基本に新市において父

子年金のみを実施する。従って、母子及び準母子年金は、合併時廃止する。父子年金は、15歳未満の児童を養育している保護者に年額1万円を給付する。

キ 遺児年金及び児童手当については、合併時に廃止する。

36 保育事業

- (1) 保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 保育事業は、合併時現行どおりとし、合併後に再編する。
- (3) 保育料については、8市町村の現行保育料や保育内容及び少子化対策などを総合的に勘案し、合併後3年を目標に各階層のバランスを考慮の上、出来るだけ負担にならないよう統一するものとする。
 - ア 合併時の保育料は、現行保育料を基本に保育所ごとに設定した額とし、合併後、保育内容等の格差是正と併せ段階的に調整していく。
 - イ ヘキ地保育所の保育料についても同様とする。

37 生活保護事業

生活保護事業については、新市において福祉事務所を設置し、国又は県等が定める各種の制度について、その法令・要綱等に準拠しながら実施する。

38 その他の福祉事業

その他の福祉事業については、次の区分により調整する。

- ・国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。
- ・国又は県等が定める制度で、各市町村が独自にその制度の充実を図っている事業及び各市町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。

①合併時まで調整するもの

②新市において調整するもの

- (1) 地域福祉計画は、合併後に再編する。新市において策定する。
- (2) 民生委員推薦会は、合併時に再編する。新市の委員は14名で構成する。
- (3) 民生児童委員は、平成16年12月1日改選後の任期が平成19年11月30日までであるため、合併後に再編する。
- (4) 民生児童委員協議会は、合併時に再編する。新市民生児童委員協議会の下に地区民生児童委員協議会を組織し、現在の8協議会を置く。活動費等については、合併時まで調整する。
- (5) 日本赤十字社の地区・分区事業は、合併時に再編する。新市において実施する。

- (6) 共同募金事業は、合併時に再編する。
- (7) 遺族会への助成は、合併時に再編する。補助基準を調整し、新市において助成を継続する。
- (8) 戦没者追悼式は、合併時に再編する。
- (9) 福祉医療制度（県事業）は、県の制度につき、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (10) 福祉医療制度（市町村単独事業）は、合併時に再編する。協和町の例により、新市において実施する。
- (11) 入院時食事療養費助成は、合併時に廃止する。

39 社会福祉協議会

- (1) 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら合併を支援する。
- (2) 事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。

40 健康づくり事業

- (1) 健康21計画は、新市において策定する。
- (2) 健康づくり関係団体等並びに健康教育については、合併時まで調整する。
 - ア 食生活改善推進協議会は、合併時に再編する。
 - イ 保健推進員、結核予防婦人会等は、合併時に名称を含めて統一する。
 - ウ 健康づくり推進協議会は、合併時名称も含めて統合し、新市の健康づくりを推進する核とする。
 - エ 神岡町の愛育活動は、現行どおりとする。
 - オ 健康教育（講座、講演会）は、従来の内容にとらわれず、個別健康教育の実施も含めて、対象者、内容、会場等を合併時まで調整する。

41 ごみ収集運搬業務

- (1) 新市のごみ及びし尿は、現大曲市外九カ町村清掃事業組合で処理する。
- (2) ごみ及びし尿の収集運搬は、新市の一般廃棄物処理計画に基づき実施する。
 - ア 一般廃棄物処理計画、一般廃棄物処理実施計画を合併時新たに策定する。
 - イ ごみの収集体制は、現行どおりとし、合併後統一に向け調整を図る。中仙町分については、現大曲市外九カ町村清掃事業組合と協議のうえ合併時まで調整する。
 - ウ ごみの運搬体制等については、合併後地域性を考慮しながら統一に向け調整する。

- エ 乾電池、蛍光灯は、不燃ごみとして収集し、バッテリーは収集しない。
- オ 粗大ごみは、当面現行体制を残しながら、戸別、拠点収集を実施するが、新市において地域性を考慮し調整を図る。戸別収集は有料、拠点収集は無料とするが、金額については、合併時まで調整する。
- カ 指定ごみ袋は、現大曲市外九カ町村清掃事業組合指定のものとする。販売店は、新市内の各店舗とする。
- キ 現行のごみ集積所を新市のごみ集積所とする。管理体制については、合併時まで調整する。
- ク 一般廃棄物集積所整備事業助成を実施する。補助対象事業を新設、建替、補修とする。補助率を事業費の2分の1以内とする。補助上限額を新設、建替を5万円、補修を3万円とする。ただし、補修は事業費3万円以上とする。
- ケ し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制は、現行どおりとする。処理は現大曲市外九カ町村清掃事業組合で行う。ただし、中仙町分については、当面現角館町外三カ町村公衆衛生施設組合に委託する。

42 環境対策事業

新市において環境に関する計画を策定し、環境保全対策を講ずる。

- ア 環境審議会を合併時新たに設置する。
- イ 公害調査は、新市において調査地を定め実施する。
- ウ ごみ不法投棄防止対策については、新市において監視員を設置するなど強化に努める。
- エ 新市においても市内郵便局とごみ不法投棄に関する情報提供について覚書等を交わす。

43 農林水産関係事業

(1) 農政、畜産、林業関係事業

- ア 農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- イ 農業振興地域整備計画の農用地区域については、現行のとおりとし、新市において速やかに新たな農業振興地域整備計画を策定する。
- ウ 担い手支援関係
 - (7) 認定農業者育成事業については、合併後、新市の認定基準を速やかに作成する。認定農業者組織は、合併後、現市町村単位の組織の上に連合組織を結成する。

(イ) 生産組織や農村女性グループ等の育成については、現制度を新市に引き継ぐ。

(ロ) 無人ヘリオペレータ確保対策事業は、合併時に再編し、新規取得及び更新費用の2分の1以内を助成する。

エ 生産調整（転作）関係

(ア) 新市における単独事業は、新たな地域水田農業ビジョンを基に合併時に再編する。

(イ) 合併後、新たな水田農業推進協議会を設置し、水稲作付面積、目標数量を配分する。

オ 畑作園芸作物等関係

(ア) 畑作園芸作物の振興は、農業協同組合との連携を図り、合併時に再編する。

(イ) 加工展は、一本化を図る。加工所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(ロ) 農産物直売所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

カ 産業祭は、合併時に再編し、8市町村持ち回りで開催する。ジャンボウさぎフェスティバルは、現行のとおり新市に引き継ぐ。

キ 防除関係

(ア) 航空防除は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において防除協議会を設置し、調整する。

(イ) アメシロ防除は、合併時に再編する。薬品無料配布は継続する。

ク 畜産関係

(ア) 肉用牛関係の助成については、合併時に統合する。

(イ) 畜産共進会は、新市において開催する。

(ロ) 特別導入事業については、合併時に統合する。

(ハ) 牧場は、現行のとおり新市に引き継ぐ。放牧料は、合併時に再編する。

ケ 林業関係

(ア) 林道等の補助事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。作業道への助成は、新たな基準を設ける。

(イ) 森林組合関係補助は、合併時に再編する。関係組合と協議の上、調整する。

(ロ) 緑化推進事業は、合併時に再編する。新市において緑化推進委員会を設置し、募金及び管理方法等について統一を図る。

(ハ) 森林病虫害防除は、現行のとおり新市に引き継ぐ。単独事業は、合併後再編する。

(ニ) 有害駆除は、合併時に再編する。

(2) 土地改良関係事業

ア 土地改良関係事業の振興に関する計画については、新市において計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き継ぎ運用する。

イ ほ場整備等の土地基盤整備事業は、合併時に再編し、補助残の受益者負担は国のガイドラインにより事業採択時に調整を図る。ただし、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。

44 商工、観光関係事業

(1) 商工会議所及び商工会助成については、新市においてそれぞれ統一的な基準を設けて調整を図る。

(2) 商店街等活性化支援については、現行のとおり新市に引き継ぎ、プレミアム商品券は、新市においての均衡を保つ上で廃止とし、新市において新たな施策を講ずる。

(3) 中小企業振興については、貸付制度、預託融資制度及び利子補給制度について、合併時に再編する。ただし、償還継続分は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(4) 企業誘致に係る奨励措置については、合併時に再編する。

(5) 観光協会については、合併後に再編する。

(6) 観光事業、イベント等については、地域の歴史と実績を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(7) 観光施設は、従来からの経緯や実情に配慮し、運営方法の調整を図り、引き続き管理を行う。

45 勤労者、消費者関係事業

(1) 雇用促進対策については、大曲市の雇用助成金と西仙北町の再就職支援奨励金の内容を基本に、合併時に再編する。

(2) 勤労者対策については、引き続き勤労者の支援の観点から諸施策の推進に努める。

(3) 消費者行政については、消費者保護の観点から、実施市町村の事業を検討し合併時に再編する。

46 建設関係事業

(1) 道路現況、維持、除雪

ア 市町村道については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、市道の認定基準については、合併時まで調整する。

イ 道路維持管理事業については、現行のとおり実施し、実施方法については新市において調整する。

ウ 道路除雪については、出勤基準は現行のとおり（積雪深10cm以上）とするが、各市町村に除雪自動通報システムを導入し、効率的な除雪体制を整える。

エ 道路除雪委託単価については、合併時において秋田県の定める単価に統一するとともに、合併後は非常時などに備えた直営部門を除き、全面委託（機械貸与含む）に移行する。

オ 消雪施設設置費補助金、融雪施設管理組合補助金、流雪溝組合補助金等については、合併時は現行どおりとし、新市において新たな基準を設ける。

(2) 道路占用

道路占用料については、合併時に道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一する。なお、占用料の減免基準については、合併時まで調整する。

(3) 都市計画

都市計画区域及び用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、都市計画マスタープランについては、現在、各市町で策定している都市計画マスタープランを基本に、新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

(4) 公営住宅

公営住宅の家賃については、現行のとおり引き継ぐものとする。なお、利便性係数については、新市において新たな基準を設ける。

47 上水道、下水道事業

(1) 上水道・簡易水道の使用料、加入者分担金等

ア 上水道・簡易水道の使用料並びに加入者分担金（負担金）は、合併時は現行どおりとし、新市において水道事業計画を策定し、新たな料金体系を構築する。

イ 非公営水道組合等への補助金は、合併時は現行どおりとし、新市において水道事業計画を策定し、早期に調整を図る。

(2) 上水道・簡易水道の手数料

ア 指定給水工事事業者指定手数料は、合併時において3万円を徴収する。ただし、登録済指定工事事業者においては、新登録証交付費用（手数料）として、1万円を徴収する。

イ 設計審査手数料、工事検査手数料等は、合併時において大曲市の例により統一する。ただし、南外村においては、事業継続中のため（村内の公平性の観点）平成17年度まで現行のとおりとする。

(3) 下水道等の使用料、加入者分担金等

公共下水道、農業集落排水事業及び浄化槽市町村設置整備推進事業の使用料並びに加入者分担金（負担金）は、合併時は現行どおりとし、新市において下水道事業計画を策定し、新たな料金体系を構築する。

(4) 下水道等の生活排水支援制度

ア 浄化槽設置整備事業の補助対象者は、公共下水道（計画7年以上）又は、農業集落排水事業の未認可区域とし、合併時まで調整する。

イ 浄化槽設置整備事業補助金は、地域住民の環境整備を考慮し合併時に中仙町の補助額に統一する。

ウ 水質検査手数料補助金、下水道貯金利息補助金、農業集落排水新設工事費補助金制度は、合併時に廃止する。

エ 農業集落排水設備支援助成金は、合併時は現行どおりとし、新市において調整する。

オ 合併処理浄化槽、公共下水道、農業集落排水事業の融資斡旋利子補給制度は、合併時に大曲市の例により統一する。

(5) 下水道等の手数料

ア 排水設備工事事業者指定手数料は、合併時において、新規登録における指定店手数料を2万円に、また登録済指定工事店の更新手数料を1万円とする。指定店の有効期間は、3年間とする。

イ 設計審査手数料、材料検査手数料、竣工検査手数料は、合併時に廃止する。

48 公立学校(園)の通学区域

通学区域については、現行のとおりとし、地域の要望等により、必要に応じ合併後に調整する。

49 学校教育事業

(1) 奨学金支給事業については、次のとおり調整する。なお、合併前に各制度の適用を受けている場合は、期間の完了まで現行のとおりとする。

ア 奨学金支給事業は、合併時再編する。

イ 貸付金額は、高校等は月額1万5千円、大学等は月額4万円とする。

ウ 特別奨学金制度は、全市にわたり実施する。

エ 返還期間は、卒業後1年据え置きの10年以内とする。

オ 返還方法は、半年賦又は年賦とする。

(2) 学校給食事業については、次のとおり調整する。ただし、給食費については、新市移行後、新たに運営委員会等を設けて単価を統一する。

ア 新市給食センターの建設については、老朽化の進んでいる施設から順次建設していく。

イ 単価については、合併後に再編する。

ウ 給食日数は190日、給食形態は「米飯4日、米飯以外1日」とし、合併時に再編する。ただし、大曲市の給食形態については、当面の間、現行のとおりとする。

エ 会計は特別会計、徴収は納付書・口座引落方式とし、合併時に再編する。

オ 調理員体制については、合併後に再編する。

カ 運営委員会は、合併時に再編する。新市で一本化し、定数を20名以内、任期を2年(再任可)とする。

キ 研修は、合併時に再編する。年2回、夏休み中随時実施とする。施設台帳は、5月更新とする。

ク 献立は、各給食センターの栄養士が作成し、教育長の決裁を受ける。

(3) 小学校及び中学校の遠距離通学費補助については、現在実施中の市町村について、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(4) 小学校及び中学校の修学旅行助成事業については、合併時に廃止する。

(5) 要保護、準要保護児童生徒の就学援助については、大曲市の例により、合併時に統合する。

(6) 公立幼稚園については、次のとおり調整する。

ア 受入年齢は、3歳から5歳とし、合併時に再編する。

イ 保育料は、月額5,000円、預かり保育については、2時間まで2,000円、2時間以上4,000円とし、合併時に再編する。

ウ 長期休業中の預かり保育料は、4,000円とし、合併時に再編する。

エ 給食については、実施中の園について現行のとおりとする。

(7) 私立幼稚園への就園奨励費補助制度については、西仙北町の例による。

50 文化振興事業

(1) 文化祭、文化連盟・協会補助、市民会館等維持・管理、自主事業については、合併後に再編する。

(2) 市町村史編さんに関することは、進行中の編さん及び発刊済み市町村史の保管、販売については現行のとおりとする。

(3) 文化財保護審議会については、合併時に再編する。

(4) 市町村指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

51 コミュニティ施策

自立と協働のまちづくりを促進させるため、地域連帯の維持発展を目的とした住民活動を、次の方針に従って支援する。

【支援の方針】

ア 自治会支援

(7) 運営費補助

生活環境整備、交通安全及び防犯事業、福祉に関する事業など、住民の自主活動の活性化を図ることを目的とした現在の自治会運営費補助や会館維持管理費補助などを参酌しながら、新たに自治会などの運営費補助を創設する。

(i) 会館建築費の補助及び会館建築資金の貸付

イ 地域活動支援

自治宝くじの助成金を利用したコミュニティ助成事業などの支援を行う。

ウ 人材育成支援

地域の未来を担う人材育成を目的に、各分野における知識の習得・向上や、国際的視野を広げる活動・交流の活発化をめざす個人又は団体等を支援していく、新たな人材育成支援制度を創設する。

52 社会教育事業

(1) 社会教育振興計画については、合併後、新たに新市の社会教育中期計画として策定する。

(2) 社会教育委員及び公民館運営審議委員については、定数20名以内、任期2年とし、合併時に再編する。体育指導委員の定数は合併後に再編し、任期は、2年とする。

(3) 公民館、図書館、スポーツ施設の運営、維持管理については、現行のとおりとし合併後に調整する。ただし、使用料の減免規定は、合併時まで調整する。

ア 公民館の使用区分、使用申請、減免規定、団体の年間申請については、合併時に再編する。使用料、管理体制、施設内容については、現行のとおりとし合併後に調整する。

イ 図書館は、現行のとおりとし、公民館図書室は、合併時図書館とする。開館時間及び休館日は、現行のとおりとする。

ウ 使用料については、合併後に再編する。減免規定は合併時に再編する。

(4) 成人式は、合併時に再編する。新市においては、8月15日、一会場で開催する。各種講座、公民館主催事業、各種スポーツ大会・教室については、合併後、事業の見直しを図る。

調 印 書

(5) スポーツ少年団、体育協会については、競技団体等の組織化を図りながら、合併後に再編する。

(6) 学校体育施設の社会体育開放については、現行のとおりとし、合併後に再編する。

53 指定金融機関、支払い等に関する業務

(1) 新市の指定金融機関は、株式会社秋田銀行とする。

(2) 収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、新市内のすべての銀行、農業協同組合、信用金庫及び労働金庫を指定する。また、郵便局についても検討する。

54 防犯関係

防犯に努めるよう関係事業を調整する。

ア 防犯灯は、全て新市に引き継ぎ維持管理を新市で行う。

イ 合併時に新市の防犯協会を設立する。

ウ 防犯指導員は、現員を新市に引き継ぎ、合併時に組織を再編する。任期を2年とし、報酬、出場手当については「特別職の職員の身分の取扱い」の決定による。

55 災害援護資金貸付・弔慰金・見舞金関係

(1) 災害援護資金貸付、災害弔慰金及び災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき調整する。

(2) 災害見舞金は、住家について支給する。

56 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

大曲市、仙北郡神岡町、仙北郡西仙北町、仙北郡中仙町、仙北郡協和町、仙北郡南外村、仙北郡仙北町、仙北郡太田町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく大曲仙北合併協議会において、合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年7月28日

大曲市長

栗林次美



神岡町長

今野正彬



西仙北町長

小松隆明



中仙町長

熊谷勲



協和町長

山谷中二



南外村長

田口宏暢



仙北町長

伊藤稔



太田町長

高奥久遠



特別立会人

秋田県知事

寺田典雄

立会人

合併協議会委員
大曲市議会議長

仲村日夫

合併協議会委員
神岡町議会議長

富樫正男

合併協議会委員
西仙北町議会議長

佐々木昌志

合併協議会委員
中仙町議会議長

小松重文

合併協議会委員
協和町議会議長

鈴木辰美

合併協議会委員
南外村議会議長

佐藤清吉

合併協議会委員
仙北町議会議長

佐々木金治

合併協議会委員
太田町議会議長

門脇一男